

資料 5 (別紙2)
令和5年1月1日
第2回台東区障害者
地域自立支援協議会資料

(仮称) 北上野二丁目福祉施設
基本計画
中間のまとめ (案)

令和5年9月

台東区

目次

序章	1
I 策定経緯	2
1 策定の趣旨.....	2
2 背景.....	2
第1章 前提条件の整理	3
I 基本構想で整理した前提条件	4
1 整備予定地の現況.....	4
2 松が谷福祉会館の移転.....	5
3 その他の施設の現況.....	7
4 新施設に設置する各センター機能.....	9
II 上位計画の整理	11
III SDGs の理念を踏まえた施設整備	12
第2章 施設のコンセプト	15
I コンセプトに係る背景の整理	16
II 施設のコンセプト	17
第3章 新施設の機能	19
I 新施設における切れ目のない支援	20
II 支援機能	21
1 障害者支援.....	21
2 児童発達支援.....	24
3 子育て支援.....	26
4 教育支援.....	27
5 若者支援.....	28
III 相談機能	30
1 総合相談窓口.....	30
2 総合相談窓口を通じた分野横断的な支援.....	32
IV 交流の場	33
1 交流の場の考え方.....	33
V 災害対策機能	38
1 二次避難所（福祉避難所）.....	38
2 防災機能.....	39
第4章 情報連携	41
I 情報連携の考え方	42
第5章 施設規模・建物仕様	45
I 各機能の床面積等	46
II ゾーニング	51
1 フロア構成イメージ.....	51

2 諸室機能相関図.....	52
III 整備スケジュール（予定）	56
IV 環境への配慮	57
1 ZEB化による環境負荷の軽減.....	57
2 国産木材の活用.....	57
V その他の環境づくり	58
1 バリアフリーの考え方.....	58
2 ICT環境の整備.....	59
3 機能的・効率的なレイアウト.....	59
4 様々な用途に対応した執務スペース.....	60
第6章 運営に関する基本的な考え方	61
I 新施設における運営	62
1 運営体制の考え方.....	62
2 施設の開館に関する考え方.....	62
3 付設機能の運営.....	63
4 施設内の貸出対応.....	63
用語解説	65
参考	71
I 先行事例の調査	72
II 交流の場におけるニーズの整理	73

序章

I 策定経緯

1 策定の趣旨

(仮称) 北上野二丁目福祉施設（以下「新施設」という。）は、松が谷福祉会館の移転・機能強化と妊産婦、子供や若者の支援を通じ、障害福祉施策と子供施策のより一層の推進を目指すものです。区では、令和4年9月に「(仮称) 北上野二丁目福祉施設 基本構想」を策定し、整備に向けた準備を進めています。

この基本計画では、基本構想を踏まえた新施設のコンセプトを明確化し、具体的な機能等を記載するとともに、設計につながる諸室の関係性や施設規模などを整理し、運営に関する基本的な考え方等をお示しします。

2 背景

誰もが暮らしやすいまちを目指して、障害者が希望する生活ができるよう、地域生活への支援や就労支援の強化が求められています。また、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援や、若者の孤立化防止の重要性も高まっています。

令和4年に障害者総合支援法・精神保健福祉法等が改正され、障害者の希望する生活を実現するための地域生活支援体制の充実、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備のほか、就労支援を強化することとされました。

本年4月には、こども政策の新たな司令塔機能を担う「こども家庭庁」が発足し、「こども大綱」の策定に向けた検討も進められています。この大綱では、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化されるとともに、「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）」及び「子どもの居場所づくりに関する指針（仮称）」が策定されます。

本区の現況としては、松が谷福祉会館の重症心身障害者デイサービスは定員を上回る利用希望があり、こども療育の利用希望者も増加傾向で、療育ニーズが多様化しています。また、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院医療）支給件数の増加傾向も続いているいます。

子育て支援では、妊娠期から子育て期までの伴走型の切れ目ない支援の充実を図っていますが、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化から、さらなる支援の拡充が必要です。義務教育段階以降では、就学・通級相談件数がいずれも増加していることに加え、若者のひきこもり相談も増加傾向にあります。

このような喫緊の課題に対応するため、新施設においては、障害児（者）、若者や子育て世代に対する一層の支援を進め、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取り組みが求められます。

第1章 前提条件の整理

I 基本構想で整理した前提条件

「(仮称) 北上野二丁目福祉施設 基本構想」で整理した前提条件は以下のとおりです。

1 整備予定地の現況

新施設の整備予定地は、昭和通りと言問通りが交わる入谷交差点から近く、入谷駅から徒歩2分とアクセスが良好な立地です。

周辺には保育園や中学校・公園等が位置しており、整備予定地の北側及び東側道路は通学路等に使用されています。

また、北側及び東側道路は一方通行となっているため、歩行者の安全性に配慮して車両動線を確保した計画とする必要があります。

住所	台東区北上野二丁目 24 番
敷地面積	3,676.05 m ²
都市計画情報	用途地域：商業地域（建ぺい率 80%・容積率 500%） 防火指定：防火地域 高度地区：なし 日影規制：なし 地区計画：なし
交通アクセス	東京メトロ日比谷線「入谷駅」から徒歩2分



2 松が谷福祉会館の移転

(1) 施設の現況

松が谷福祉会館の現況について以下に示します。

建物等の現況	住所	台東区松が谷一丁目4番12号
	アクセス	○JR「上野」浅草口 徒歩11分 ○東京メトロ銀座線「稻荷町」 徒歩4分 ○都バス【上23】【上46】【草39】「東上野六丁目」 徒歩3分
	延床面積	2,904.79m ²
	開設年度	昭和50年度（経過年数48年）
	建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階建
	駐車可能台数	マイクロバス：3台
	駐輪可能台数	約20台
	所有形態	土地・建物ともに区が所有
運営の現況	実施事業	○障害者デイサービス ○こども療育室 ○社会参加援助 ○障害者自立支援センター ○障害者就労支援室 ○会議室の貸出
	開所時間	月～土曜日 9:00～21:00 日曜日 9:00～17:00
	職員の配置状況	計88人（うち、常勤33人、会計年度55人）
	フロア構成	【地下1階】倉庫 【1階・2階】こども療育室 【3階】障害者自立支援センター、機能訓練室（障害者社会参加援助） 【4階】障害者デイサービス活動室 【5階】障害者デイサービス活動室、会議室等 【6階】障害者就労支援室、会議室等

(2) 移転の経緯

平成 29 年度	<p><松が谷福祉会館のあり方検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○こども療育室、障害者デイサービスにおける利用者のニーズ増加や施設の老朽化に対応するため、松が谷福祉会館の大規模改修を検討
平成 30 年度	<p><松が谷福祉会館の再整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存機能である障害サービス機能の充実に加え、子供・若者相談機能等の新たな機能を整備するため、大規模改修から現地改築による施設整備に変更 ○プロジェクトチームを設置 ○主な再整備の方向性と施設整備について検討
令和 元 年度	<p><松が谷福祉会館再整備の取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ○関連施設との相互連携による子供と若者の総合相談機能の構築 ○障害の有無に関わらず、子供達の育ちとその家族へ支援 ○仮移転先は旧上野忍岡高校跡地
令和 2 年度	<p><松が谷福祉会館整備場所の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ○子供や若者、障害者支援のより一層の充実及び施設の利便性向上のため、旧上野忍岡高校跡地（北上野保育室を除く）への移転新築へ変更 <p><（仮称）北上野二丁目福祉施設の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○新施設の主な機能として「子供・若者支援」「障害者の日中活動支援」「交流の場」「二次（福祉）避難所、防災機能」を想定
令和 3 年度	<p><（仮称）北上野二丁目福祉施設基本構想の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○新施設の主な機能は「子供・若者支援」「障害者の日中活動支援」「交流の場」「二次（福祉）避難所、防災機能」 ○子ども家庭総合支援拠点※の機能と母子健康包括支援センター※の機能の両機能を併せ持つ「一体的相談機能の設置」が努力義務とされ、改正児童福祉法に則した内容の検討
令和 4 年度	<p><（仮称）北上野二丁目福祉施設基本構想を策定></p> <ul style="list-style-type: none"> ○新施設の目指す姿を提示 ○子供・若者相談支援拠点として、「総合相談窓口」「情報連携」「支援機能」を担う ○障害者の地域生活を支える場として障害者支援を充実 ○交流の場として、相談窓口の利用促進や地域活性化を図り、災害対策機能として、二次（福祉）避難所の整備に加え、防災機能を充実 ○松が谷福祉会館の機能に加え、総合相談窓口等の新たな機能や低層階での実施が望ましい機能の対応にあたり、敷地を一体的に活用していく必要があるため、整備用地を北上野保育室を含む旧上野忍岡高校跡地全体に変更

3 その他の施設の現況

新施設の機能の検討に関わる既存施設の現況を示します。

【教育支援館】

建物等の現況	住所	台東区西浅草三丁目 25 番 16 号 (台東区生涯学習センター 5・6 階)
	延床面積	1,403.04 m ²
	開設年度	平成 13 年度（経過年数 22 年）
	建物構造	鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造） 地下 1 階地上 6 階建（5・6 階）
	駐車可能台数	55 台（施設全体）
	駐輪可能台数	148 台（施設全体）
運営の現況	所有形態	土地・建物とともに区が所有
	主な事業	教育相談、生活指導相談学級（教育支援センター）※、研修支援、就学（園）相談、通級相談等
	開所時間	【教育相談】月～金曜日、第 2・4 土曜日 9:30～17:30 【生活指導相談学級（教育支援センター）※】月～金曜日 9:15～15:15 【学校教育情報室】月～金曜日、第 1・3 土曜日 9:00～17:00 【研修支援・スクールソーシャルワーカー※他】月～金曜日 8:30～17:15 【就学（園）相談、通級相談】月～金曜日 8:30～17:15 祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く
	職員の配置状況	計 32 人（うち、常勤 7 人、会計年度 25 人）

【日本堤子ども家庭支援センター】

建物等の現況	住所	台東区日本堤二丁目 25 番 8 号
	延床面積	1,238.00 m ²
	開設年度	平成 18 年度（経過年数 17 年）
	建物構造	鉄筋コンクリート造 地上 3 階建（1・2 階の一部）
	駐車可能台数	—
	駐輪可能台数	約 20 台
運営の現況	所有形態	土地・建物とともに区が所有
	主な事業	あそびひろば、子育て総合相談等
	開所時間	月～土曜日 9:00～17:00 祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く
	職員の配置状況	計 39 人（うち、常勤 22 人、会計年度 17 人）

【台東保健所】

建物等の現況	住所	台東区東上野四丁目 22 番 8 号
	延床面積	5,579.05 m ² (保健所部分)
	開設年度	平成 9 年度 (経過年数 26 年)
	建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 8 階建 (保健所部分: 2 階~6 階)
	駐車可能台数	5 台 (施設利用者用のみ)
	駐輪可能台数	約 20 台
	所有形態	土地・建物とともに区が所有
運営の現況	主な事業	ゆりかご・たいとう面接、育児相談、障害福祉サービスの申請 (精神障害者・難病患者等) 等
	開所時間	月~金曜日 8:30~17:15 祝日及び年末年始 (12/29~1/3) を除く
	職員の配置状況	計 177 人 (うち、常勤 134 人、会計年度等 43 人)

【浅草保健相談センター】

建物等の現況	住所	台東区花川戸二丁目 11 番 10 号
	延床面積	1,456.09 m ²
	開設年度	令和元年度 (経過年数 4 年)
	建物構造	鉄筋コンクリート造 地上 5 階建
	駐車可能台数	1 台 (身障者用駐車場)
	駐輪可能台数	約 35 台
	所有形態	土地・建物とともに区が所有
運営の現況	主な事業	ゆりかご・たいとう面接、育児相談等
	開所時間	月~金曜日 8:30~17:15 祝日及び年末年始 (12/29~1/3) を除く
	職員の配置状況	計 41 人 (うち、常勤 19 人、会計年度等 22 人)

4 新施設に設置する各センター機能

新施設への導入機能のうち、法令や国の指針により区市町村が設置を求められている主要な機能について、その概要を示します。

【基幹相談支援センター】

主な 関係法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (令和6年4月1日改正法施行)
所管省庁	厚生労働省
対象	障害者やその家族、相談支援事業所
役割	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域の中核的な機関として、一般的な相談に加え、総合的・専門的相談を行うとともに、地域の相談支援体制強化の取り組み等を行う <ul style="list-style-type: none"> ① 総合相談・専門相談 ② 権利擁護・虐待防止 ③ 地域の相談支援体制の強化 ④ 地域移行・地域定着（入所施設や精神科病院への働きかけ、地域の体制整備に関わるコーディネート）

【児童発達支援センター】

主な 関係法令	児童福祉法 ※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
所管省庁	こども家庭庁
対象	障害児（主に未就学児）やその家族、障害児通所支援事業所、幼稚園、保育園、学校、関係機関等
役割	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域における障害児支援の中核機能の整備により、障害のある子供や家庭環境等に困難を抱えた子供等に対し適切な発達支援※の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の向上を図る

【こども家庭センター】

主な 関係法令	児童福祉法、母子保健法 (令和6年4月1日改正法施行)
所管省庁	こども家庭庁
対象	全ての妊産婦、子育て世帯、子供
役割	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関 <input type="checkbox"/> 子ども家庭総合支援拠点※や母子健康包括支援センター※において実施している相談支援等の取り組みに加え、新たに以下を担うことで支援をさらに充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> ① 妊娠届から妊産婦支援、子育てや子供に関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント ② 民間団体と連携したうえで、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓

【子ども・若者総合相談センター】

主な 関係法令	子ども・若者育成支援推進法
所管省庁	内閣府
対象	子供・若者（乳幼児期から30代までを広く対象）
役割	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点

II 上位計画の整理

施設整備にあたり、関係する主な上位計画等について、連携・整合を図ります。関連する計画のポイントは以下のとおりです。

計画名	関連する主な施策・方針等	配慮すべき主な視点
台東区基本構想	<ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる世代が生涯にわたって成長し輝くまちの実現（基本目標1） ○いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまちの実現（基本目標2） 	
台東区長期総合計画	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠期から子育て期の切れ目のない支援（施策1） ○配慮を要する子供・若者や家庭への支援（施策3） ○障害者の地域生活を支える環境づくり（施策24） 	→ 施策の具現化を念頭に置いた、施設のコンセプトや新施設への導入機能等
台東区地域福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフステージ・発達段階に応じた新たな相談・支援拠点の整備（施策5②） 	
第6期台東区障害福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者や家族を支える多様なサービス提供体制の整備（施策の方向性5） ○成長段階に応じた一貫した支援（施策の方向性8） 	
台東区次世代育成支援計画（第二期）	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における子育て支援の充実（基本目標4（3）） ○支援が必要な子供を養育している家庭への支援（基本目標6（2）） 	→ 施設のコンセプトや新施設への導入機能、新施設の運営体制等
健康たいとう21推進計画（第二次後期計画）	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯を通じた健康づくりの推進（基本目標I） ○地域保健の着実な展開（基本目標II） ○自殺予防の推進（自殺予防推進計画）（基本目標V） 	
台東区都市計画マスタートップラン	<ul style="list-style-type: none"> ○江戸から続く多様性があるまち ○いとなみを支える安全安心なまち 	→ 具現化に資する施設の整備に向け、新施設への導入機能、新施設のゾーニングや運営体制等
台東区バリアフリー基本構想	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザイン※のまちづくりの実現 ○心のバリアフリー※のさらなる推進 	
台東区公共施設等総合管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等のファシリティマネジメント※推進のための基本方針 ○中長期的視点からの施設の再編 	→ 新施設への導入機能、新施設の整備手法や運営体制、設備等
台東区公共施設保全計画	<ul style="list-style-type: none"> ○予防保全型管理の推進と計画的な施設更新の実現 	

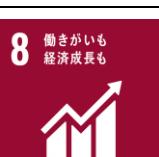
III SDGsの理念を踏まえた施設整備

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月に国際連合が採択した持続可能な開発目標であり、令和12（2030）年までに達成すべき国際社会共通の目標となっています。

SDGsは17の目標（ゴール）から構成され、「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取り組みが示されています。

本計画はSDGsの理念を踏まえた施設整備を行うことで、SDGsの達成にも資することを目指します。

以下、本計画に特に関連するSDGsの項目とその内容を示します。

目標	目標に関連する本計画の内容
 1 貧困をなくそう 	経済的な事情に関わらず、誰もが気軽に立ち寄り、支援を受けられる施設とします。
 3 すべての人に健康と福祉を 	全ての人が適切な福祉と保健のサービスを受けられるよう、わかりやすく利用しやすい相談窓口と切れ目のない支援を実現します。
 4 質の高い教育をみんなに 	福祉分野や保健分野等との連携を通じた教育支援の一層の強化に加え、関係職員の研修等を行うことで、質の向上を目指します。
 5 ジェンダー平等を実現しよう 	全ての子供・若者が健やかに成長し、社会的自立を果たせるよう、また、希望する誰もが安心して子供を産み育てることができるよう、適切な支援を行います。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	良質な建物性能、省エネルギー技術の活用や再生可能エネルギーの導入により環境に配慮した施設とします。
 8 働きがいも経済成長も 	組織体制や働き方の変化に柔軟に対応できる執務空間とともに、職員が働きやすい執務環境を整備します。

 9 産業と技術革新の基盤をつくる 	二次避難所（福祉避難所）※として、災害対策機能を備えた施設とします。
 10 人や国の不平等をなくそう 	国籍、性別、年齢や障害の有無に関わらず、全ての人が不自由なく利用できるよう、ユニバーサルデザイン※に配慮します。
 16 平和と公正をすべての人々に 	あらゆる人にとって差別なく安全な居場所となるインクルーシブ※な施設を目指します。

第2章 施設のコンセプト

I コンセプトに係る背景の整理

新施設との関係性を踏まえ、本区の主な上位計画等及び基本構想時の考え方を整理しました。

台東区各種計画

台東区基本構想

- ✓ 基本目標1 あらゆる世代が生涯にわたって成長し輝くまちの実現
- ✓ 基本目標2 いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまちの実現

台東区長期総合計画

- ✓ 施策1 妊娠期から子育て期の切れ目のない支援
- ✓ 施策3 配慮を要する子供・若者や家庭への支援
- ✓ 施策24 障害者の地域生活を支える環境づくり

る安きえ誰✓
ま心と合も
ちし自いが基
て分 と本
暮らしいも理
らしきに念
せくい支

台東区地域福祉計画

暮きい域区✓
らい で民
せき安互の健
ると心い誰康
ま健しにも都
ちやて支が市
か え 像
にいあ地

計画健康 (第二期と後21期) 推進

たがべの子✓
い成て自供
と長の立の基
うし子を育本
輝供支ち理
く・えと念
ま若、若
ち者す者

支援計画 (第二期) 台東区次世代育成

のき域らを誰✓
実とで尊も
現暮 住重が基
ら共みし人本
せに慣合格理
るいれいと念
社きたな個
会い地が性

障害第6期台東区 福祉計画

基本構想の目指す姿

- ✓ 妊産婦、子供や39歳までの若者及びその家族の複合的な悩みや困りごとについて、全てを一か所で相談できる窓口を設け、ライフステージや発達段階に応じて、一体的・継続的に支援します。
- ✓ 障害のある方が自分らしく暮らしていけるように、地域での生活を支える日中活動の場等を充実します。また、障壁のない多様性が尊重される共生社会の実現を目指し、地域社会における障害の理解促進を図ります。
- ✓ 誰もが気軽に立ち寄れる施設として、多様な交流を創出します。

II 施設のコンセプト

コンセプトに係る背景の整理を踏まえ、新施設のコンセプトを次のとおり定めます。

だれもが つながり やすらぐ ぱらっとスクエア

- 障害の有無に関わらず、「だれもが」「つながり」、ライフステージに応じた切れ目ない一体的・継続的な支援を提供する施設とします。
- 区民が「ぱらっと」気軽に立ち寄り、住み慣れた地域で健やかに自分らしく過ごせる、心「やすらぐ」拠点（＝プラットフォーム）となるような場（＝スクエア）を備えた施設とします。

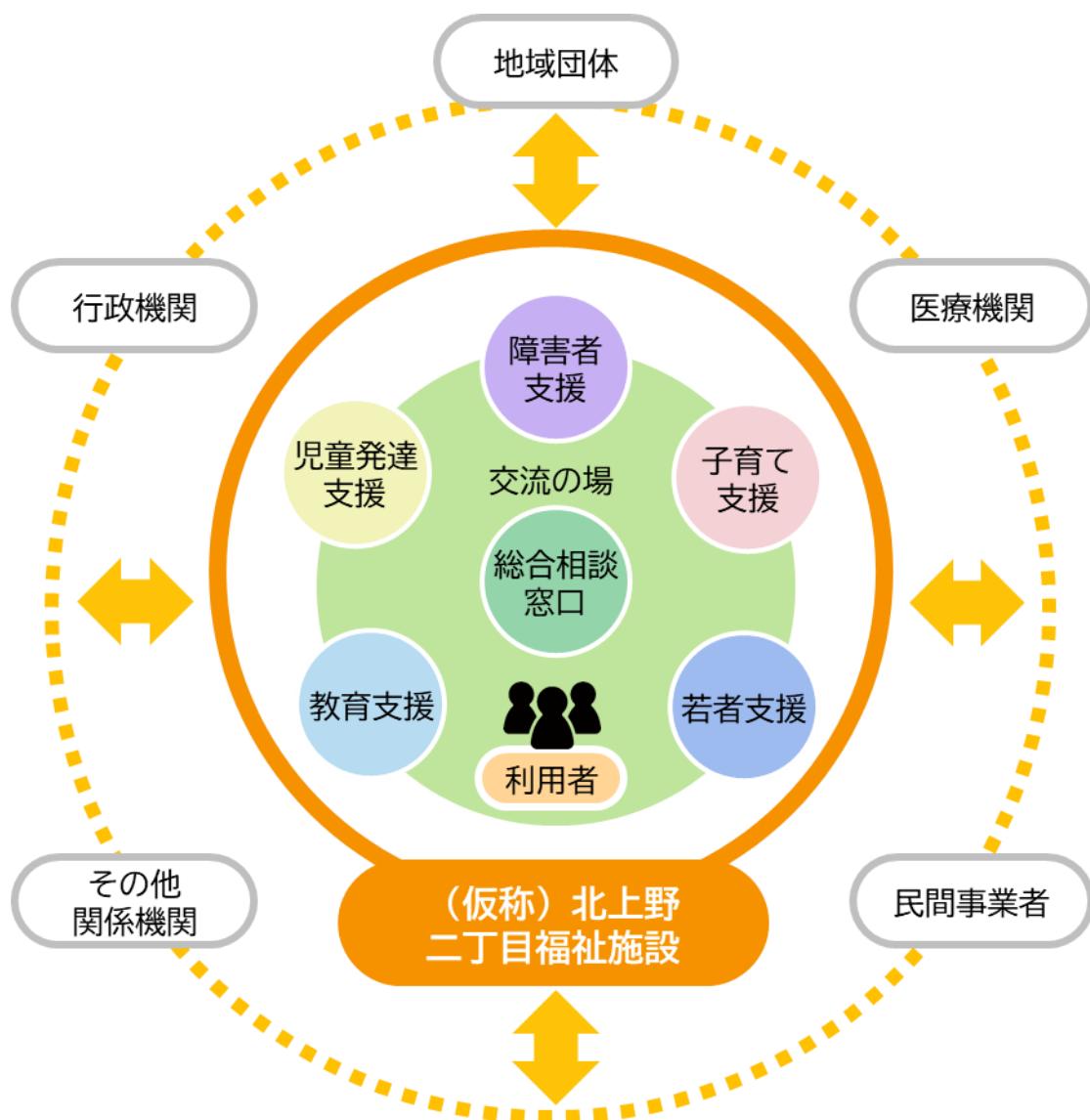
第3章 新施設の機能

I 新施設における切れ目のない支援

新施設では、障害者支援、児童発達支援、子育て支援、教育支援及び若者支援の5つの支援機能を集約し、これらが「総合相談窓口」を通じてつながることで、切れ目のない支援を実現します。

また、「交流の場」を通じて誰もが気軽に立ち寄り、相談できる施設とすることで、適切な支援につなげます。

さらに、施設外の支援機関とも密に連携を取ることで、施設利用者へのサービスの向上を図ります。



II 支援機能

新施設に設ける機能について、分野ごとに方針を示します。

なお、以下の項目ごとに示す「新規」「充実」「継続」は、本計画の策定時点を基準として整理したものです。また、現行の機能に対して、新たなサービス内容は「新規」、サービス内容の充実を図るものは「充実」、それ以外は「継続」としています。

1 障害者支援

障害者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、一人ひとりのニーズを踏まえ、的確な相談対応や支援を行うことが重要です。

そこで、松が谷福祉会館の障害者デイサービスを始めとして、各種障害福祉サービスにつなげる相談や支援体制を充実します。また、区民や地域社会が、障害に対する理解をより一層深めていくための取り組みを進めます。

<対象者>障害者、関係者及び関係機関

(1) 障害者デイサービス

ア 生活介護

重症心身障害者※に対し、リハビリテーション・運動・外出活動・創作的活動等を実施し、自立生活の促進を図ります。

項目	概要	
重症心身障害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定員を拡充するとともに、生活介護の提供時間を延長します。 ○ 利用者に対し昼食を提供します。また、浴室と脱衣室を整備し、入浴サービスを提供します。 ○ 医療的ケア※を必要とする方に対して気管切開等に伴う管理・ケアを実施します。 	充実

イ 日中一時支援

障害者を日常的に介護している家族の負担軽減を図ることや、就労などで保護者が不在の場合などに、活動の場を提供します。

項目	概要	
トワイライトサービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日中は他の区内生活介護事業等を利用している方に対し、夕方から夜にかけて活動の場を提供し、入浴サービスや見守りを実施します。 	新規

ウ 在宅障害者及び事業所支援

在宅の身体障害者及び区内生活介護事業所に対し支援を行います。

項目	概要	
障害者及び事業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅の身体障害者に対し入浴サービスを提供します。 ○ 昼食等の提供を希望する区内生活介護事業所に対して配食サービスを実施します。 	新規

(2) 障害者社会参加援助

事故や疾病による脳血管障害や高次脳機能障害等の残存機能の低下防止や維持・回復のため、機能回復訓練を実施します。また、心身障害者の交流や余暇活動を支援するとともに、福祉人材(ボランティア)を育成します。

項目	概要	
中途障害者への支援 身体・知的・精神	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関でのリハビリを終えた脳血管障害や高次脳機能障害等の障害者に対する機能回復訓練の内容の充実を図ります。 ○ 中途障害に関する相談は、身体障害者手帳の有無を問わず相談を受け付けます。 	充実
障害者への支援 身体・知的・精神	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の交流や余暇活動に係る教室等を拡充します。 ○ ボランティア養成講座により、福祉人材を育成します。 	充実

(3) 障害者自立支援センター・基幹相談支援センター

ア 障害者自立支援センター

障害者及びその家族に対し相談支援を実施し、生活の質の向上を図ります。

項目	概要	
障害者への相談支援 身体・知的・精神	<ul style="list-style-type: none"> ○ 18歳以上の障害者に必要な情報提供や助言を行います。 ○ 障害福祉サービスの利用者に対し利用計画を作成します。 ○ 障害のある人を相談員とするピアカウンセリング※を実施します。 	充実
気軽に相談できる環境づくり 身体・知的・精神	<ul style="list-style-type: none"> ○ 待合スペースを設置し、障害者が気軽に相談でき、落ち着いて過ごせる環境とします。 	充実

イ 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者の総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化及び地域移行・地域定着の促進の取り組み、並びに権利擁護・虐待防止に関する業務を総合的に行います。

項目	概要	
相談支援事業者への支援 身体・知的・精神	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援事業者や関係機関との連携を図り、困難事例へのスーパービジョン※や助言、情報提供を行うことで、事業者への支援体制を強化します。 ○ 事業者の資質向上に向けた研修、講演会、事例検討会を実施します。 	充実

(4) 様々な障害への理解促進

項目	概要	
様々な障害への理解促進 身体・知的・精神	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害に関する意識啓発を図るとともに、障害者の社会参加に向けて自主製品の販売などを実施します（「交流の場」の普及啓発コーナー（障害）で実施）。 ○ 「障害者社会参加援助」でのボランティア養成講座を通じて、障害への理解を促進します。 	新規

(5) 障害者就労支援室

障害者手帳取得者及び医師により発達障害※などの診断を受けた手帳未取得者等への就労に関する相談と自立に向けた支援等を行います。

項目	概要	
就労支援事業 身体・知的・精神	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業相談や就労支援、就労に伴う生活支援を一体的に提供します。 	継続
経営ネットワーク支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区内の福祉作業所（就労継続支援B型※等）の工賃向上のため、事業所のバックアップを行います。 	継続

2 児童発達支援

身体、知的障害に加え、発達障害※など、相談や利用希望が増加するとともに、療育ニーズが多様化しています。

そこで、相談支援、家族支援、発達支援※や地域支援を行う「児童発達支援センター」を整備し、日常の基本的な生活習慣や社会生活への適応能力を身につけるための専門的な支援を実施するとともに、同センターが中核的な機能を担うことで、増加する相談や療育ニーズに対応します。

<対象者>区内在住の18歳までの心身の発達に心配のある子供、障害児及び保護者、関係者

(1) 新施設で実施する児童発達支援センター事業

ア 相談支援、家族支援及び各種申請

項目	概要	
障害児等への相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者自立支援センターから児童発達支援センターへ移管し、障害児に特化した支援を行います。障害児の心身の状況・環境その他の事情を勘案し、必要な障害福祉サービスの種類や内容について障害児支援利用計画※又はサービス等利用計画※を作成します。 	充実
障害児通所支援、障害福祉サービス及び移動支援、日中一時支援の申請 身体・知的・精神	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉課・松が谷福祉会館・保健予防課で受付している各種申請について、18歳未満の障害児が利用するサービスは、新施設でも受け付けます。 	充実

イ 発達支援※及び家族支援

項目	概要	
児童発達支援 (未就学児の療育)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未就学の心身の発達に心配のある子供及び障害のある子供へ早期に適切な療育や保護者相談を行うことにより、社会生活への適応能力の向上を図ります。 ○ 一日あたりの定員を拡充します。 	充実
重症心身障害児等放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重症心身障害児※及び医療的ケア児※を対象として、授業の終了後又は学校の休業日に訓練や支援を行います。 	新規
放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象を18歳までに拡大し、発達に課題のある学齢児に対して児童発達支援からの切れ目のない療育を行います。 	充実
法定外の放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な事情により法定の放課後等デイサービス利用になじまない18歳までの学齢児に対し、相談内容に応じた支援や療育を提供します。 	新規

ウ 地域支援及び家族支援

項目	概要	
保育所等訪問支援	○ 保育所等を現在利用中か今後利用する予定の障害児に対して、集団生活に適応するための専門的な支援を提供し、安定した通園につなげていきます。	新規
地域支援	○ 幼稚園・保育園その他の関係機関からの要請による、巡回訪問を充実します。 ○ 講演会形式からグループワーク形式へ変更したペアレントプログラムを実施します。	充実
児童発達支援事業所等の資質向上	○ 事業所連絡会の開催や事業所に対する研修会及び新たに実施するスーパービジョン※を通じて、区内の児童発達支援事業所等の支援の質の向上を図ります。	充実
人材育成	○ 区内の保育士や教職員、地域の障害児通所支援事業所に対する発達障害※等に関する研修を拡充し、人材育成を推進します。	充実

3 子育て支援

子供の最善の利益を第一に考えられるよう、子供を取り巻く社会状況の変化を的確に捉え、地域における支援を充実することが重要です。

そこで、全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の機能を新施設で担い、児童福祉及び母子保健のより一体的な支援の実現に向けて、子育て支援の充実及び強化を図ります。

<対象者>妊産婦、18歳未満の子供とその保護者

(1) 新施設で実施する主なこども家庭センター事業

項目	概要	
子育て相談	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉と母子保健の機能を一体的に運用し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援を行います。また、支援を要する子供、妊産婦等に対し、包括的かつ計画的な支援、関係機関との連絡調整等を実施します。 ○ 新施設を中心として、「要保護児童支援ネットワーク※」における関係機関との緊密な連携を促進し、子供と家庭を的確に支援します。 	充実
あそびひろば	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未就学児を対象とした立体遊具やネット遊具を設置するほか、普及啓発コーナー（子育て）と子育て図書コーナーを併設し、一体的に運用することで、機能充実を図ります。 	充実
妊産婦・乳幼児の交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦や乳幼児を対象とした交流スペースを整備し、子育てに関する情報共有や妊婦や乳幼児の保護者同士のつながりを支援します。 ○ 年齢別の育児相談や多胎児の会なども行います。 	充実
いっとき保育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者のリフレッシュなどを目的とした「いっとき保育」を新施設でも実施することで、利用者の利便性向上を図ります。また、心身の障害や発達に心配のある就学前児童の預かりを実施します。 	充実

4 教育支援

いじめや不登校、発達相談等に関する教育相談の強化や関係機関との連携など、児童・生徒が健やかに活動でき、保護者が安心して子供を学校に通わせることができる環境作りが必要です。

そこで、「台東区生涯学習センター」で実施している教育支援館機能、「就学（園）相談」及び「通級相談」を新施設に移管するほか、交流の場を活用することで、学校や家庭以外の居場所を提供し、不登校等を未然に防止します。

<対象者>区内在住・在学の18歳未満の子供とその保護者

（1）教育相談・就学相談等

項目	概要	
教育相談	○ 対象年齢に応じて「教育相談（オンライン含む）」、「こころの相談室」や「未就学児のきこえとことばの相談」を実施します。	継続
就学（園）相談	○ 適切な教育環境を提供できるよう、「就学（園）相談」や「通級相談」を実施します。	継続
学校の相談体制支援	○ 臨床心理士による「教育相談連携訪問」、教職員等に対する「学校教育相談講座」を実施します。	継続

（2）生活指導相談学級（教育支援センター）*

項目	概要	
生活指導相談学級 (教育支援センター)	○ 「あしたば学級」や「ふれあいパートナー」派遣を実施し、学校や関係機関との連携を図ります。 ○ I C Tを活用した学習支援や個別相談を実施し、不登校対策を充実します。	充実

（3）学校園支援

項目	概要	
スクールソーシャルワーカー	○ 区立中学校区ごとに「スクールソーシャルワーカー*」を配置し、支援体制をさらに充実します。	充実
講師等派遣・研修	○ 「小学校へのかけはし懇談会」や「未就園児の会支援訪問」、学校に向けた派遣として「学校I C Tコンサルティングサービス」や「理科教育アドバイザー派遣」、学校園に対する「ちいさな芽実践推進訪問」を実施します。 ○ より良い教育に向けた「幼稚教育専門研修」や「幼稚園・こども園1・2・3年目教員アドバイザー派遣」、「実践実技研修（理科教育）」を実施します。	継続
専門員等派遣	○ 研修支援とは別に、「日本語指導講師派遣」や「保護者面談通訳派遣」、「スポーツ専門指導員派遣」、「特別支援教育支援員巡回訪問」を実施します。	継続
資料の活用	○ 「こころざし教育の推進」、「授業・保育資料データベース」、「学校教育情報室」や「教科書センター」により、教育資料を効果的に活用していきます。	継続

5 若者支援

若者のひきこもりは、要因が複合的であったり、ひきこもり期間も様々であるため、早期かつ継続的な支援が必要です。

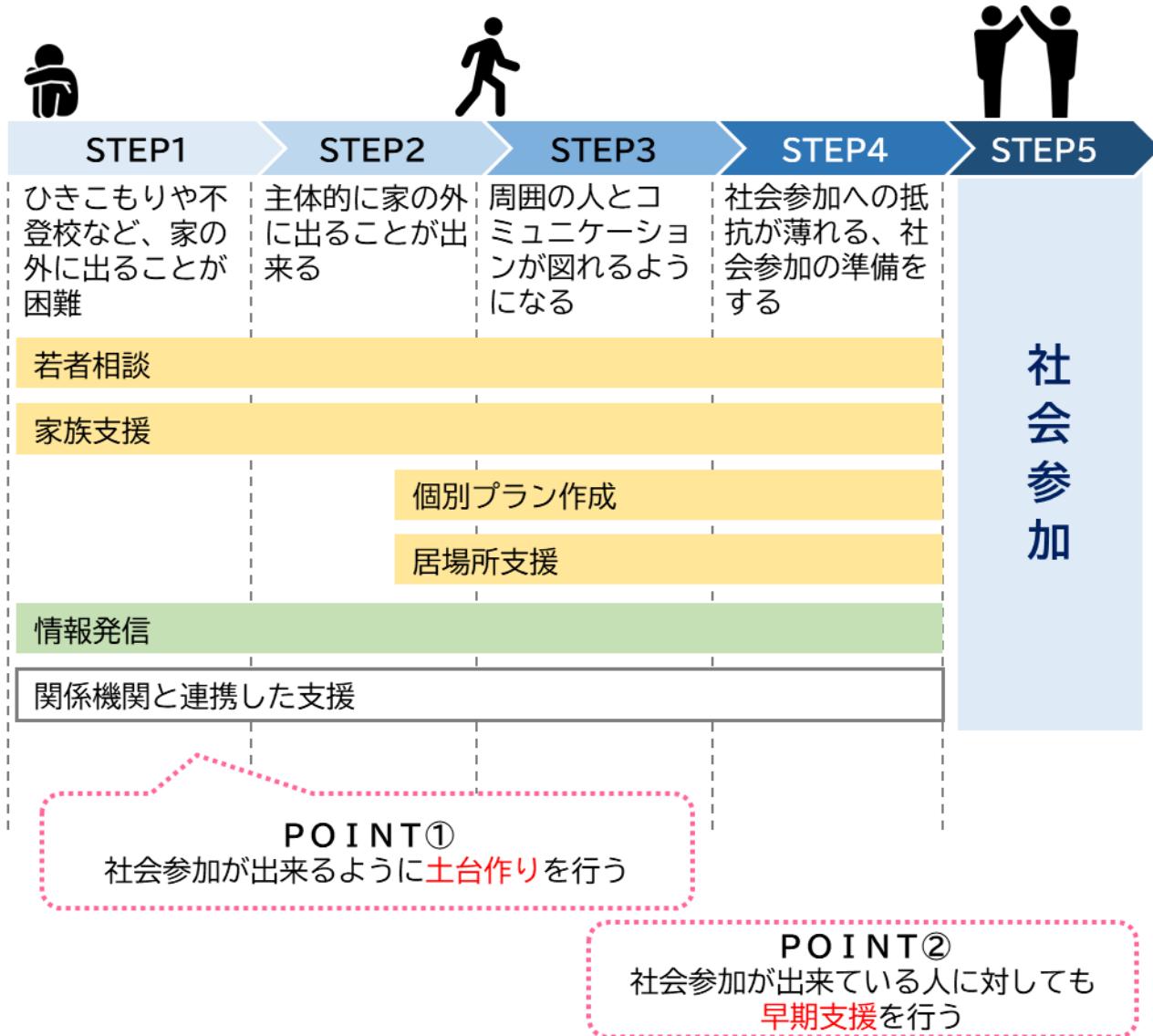
そこで新施設では、ひきこもり支援を充実させ、生きづらさを抱える若者への一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、子供・若者に関する相談や情報の提供・助言を行う「子ども・若者総合相談センター」の機能を担います。

<対象者>生きづらさを抱えた区内在住の中高生世代から39歳までの若者及びその家族

(1) 若者支援

項目	概要	
若者相談	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひきこもりの問題に加え、生きづらさを抱えた若者の家庭等の問題や人間関係に関する相談に対し、個別相談（オンライン含む）を行います。 ○ 相談者の状況に応じて、関係機関への同行支援を行います。 ○ 訪問相談は、相談者の自宅又は区有施設等において指定日時に相談を実施します。 	充実
家族支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひきこもりの問題に加え、生きづらさを抱えた若者とその家族に対する相談や講演会を実施します。 ○ 当事者の家族同士の交流会を実施し、悩みを抱える家族同士の支え合いや孤立の防止を図ります。 	充実
個別プラン作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて、一人ひとりの状況にあった個別プランを作成し、個々のペースで社会参加に向けてステップアップできるよう支援します。 	新規
居場所支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区外で実施している居場所支援を新施設でも実施します。生きづらさを抱えた若者が一人でも自分のペースで自由に過ごせる場を設けるとともに、支援プログラムを実施することにより、社会参加の準備につながる環境を整備します。 	充実
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者の将来的な社会参加に向け、ステップに応じた情報提供を行うほか、インターネット検索できる端末を設置するなど、社会参加の準備につながる環境を整備します。 	充実
早期支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 問題が深刻化・長期化しないよう、教育支援と連携して中学生からの相談にも対応していきます。 ○ 施設利用に対する心理的障壁を下げられるよう、「交流の場」を活用し、当事者の孤立の防止や、問題に対する早期支援を図ります。 	新規

【若者支援の流れ（イメージ）】



【「生きづらさを抱える若者」を支援する関係機関】

新施設で担う「子ども・若者総合相談センター」の機能を補完するため、法定の「子ども・若者支援地域協議会」を関係機関で構成し、対応していきます。

【就労支援の考え方】

一般就労に関する相談は、産業振興課等と連携を図り、相談者の状況に応じて専門相談員が出張することで、新施設でも対応します。

また、障害者就労に関する相談は、「障害者就労支援室」において対応します。

III 相談機能

1 総合相談窓口

福祉、保健、教育等の様々な相談事業がある中で、どのような内容でも相談でき、内容に応じた的確な支援を受けられることが求められています。

そこで、新施設では、妊産婦、子供や39歳までの若者及びその家族からのあらゆる相談に対応できる総合相談窓口を設置し、区民のライフステージや発達段階に応じた、一体的な支援を行います。

(1) 総合相談窓口の役割

目指す姿

- ① 妊産婦、子供や39歳までの若者及びその家族等からのあらゆる相談に対応します
(相談拠点機能)
- ② 相談者を迅速かつ適切に支援機関へつなぎ、問題解決を図ります
(道案内・コーディネート機能)
- ③ 支援機関につないだ後も、適宜状況を確認し、切れ目のない相談・支援を行います
(セーフティネット機能)

- 「総合相談（専門的な相談を含む）」及び「コーディネート」機能を一つの組織体で担います。
- 「（仮称）相談カルテシステム」を用いて、相談内容について関係課で情報を共有します（詳細は第4章で示しています）。
- 総合相談窓口の相談員により解決できる相談は、その場で解決します。

※コーディネートとは…

- 相談の主訴を整理し、対応方針を出します。
- 支援機関につないだ後も、支援が途切れないよう、適宜状況を確認するとともに、支援機関からの相談に応じて対応方針の見直しを図ります。

(2) 相談体制

相談員は、主に保健師、心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士又は小中学校での教員経験がある者で、「障害者支援」、「児童発達支援」、「子育て支援」、「教育支援」及び「ひきこもり支援」に係る各支援分野の実務経験がある者を配置します。

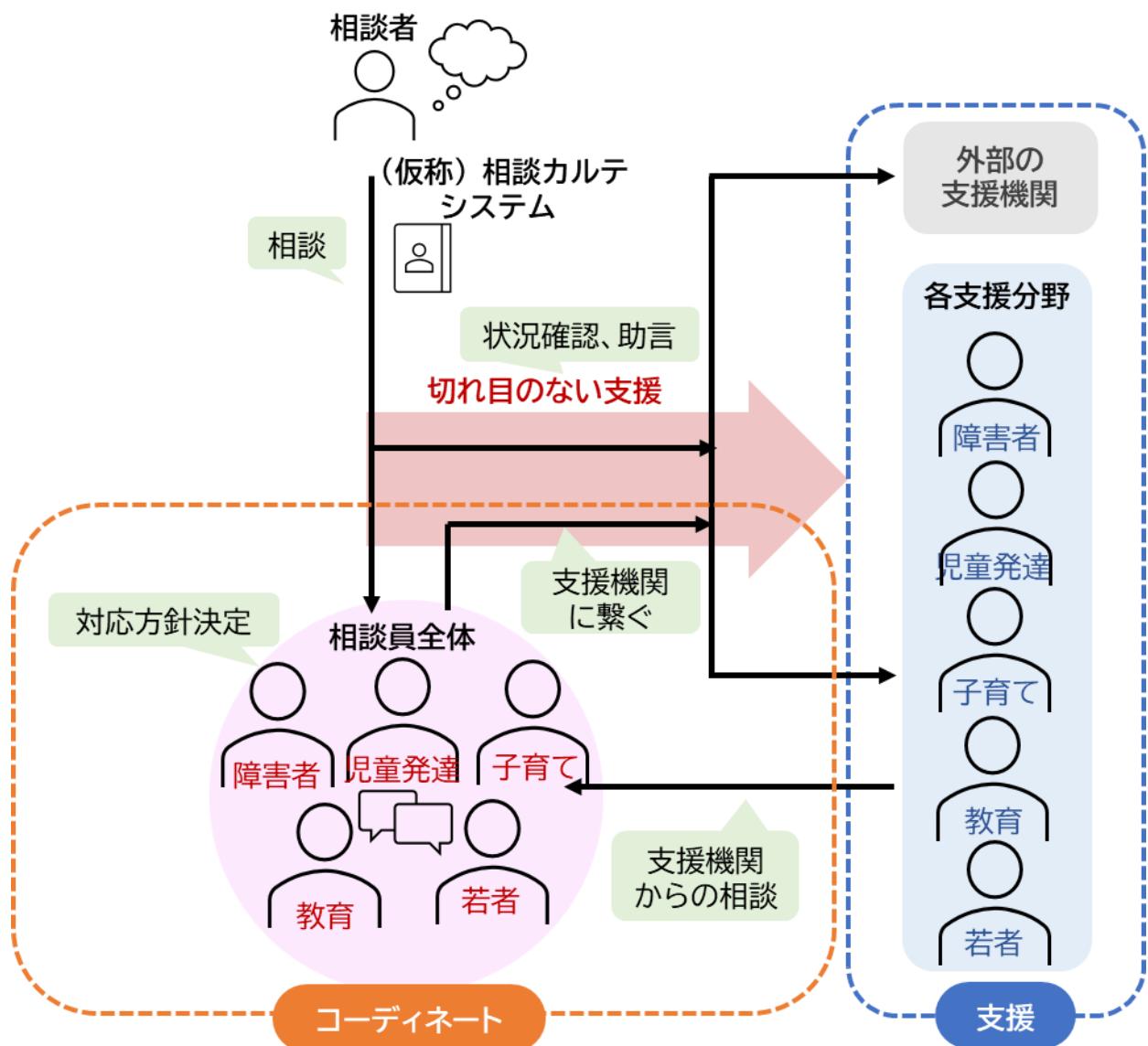
また、支援等の対応方針の決定にあたり、責任者を配置します。

(3) 相談からコーディネートの流れ

主に「どこに相談したらよいかわからない」、「何を相談したらよいかわからない」相談や複合的な相談に対し、総合相談窓口が受け皿となり対応し、相談内容を「(仮称)相談カルテシステム」に入力します。

また、総合相談窓口がその場で解決できない相談のうち、「支援分野が明確」なものは迅速に支援機関へつなぎ、「支援分野が不明確なもの」は、相談員全体での打合せ等により対応方針を出した上で、支援機関につなぎます。

さらに、支援機関につないだ後も支援が途切れないよう、適宜状況を確認し、必要に応じて助言することで、切れ目のない支援を行います。



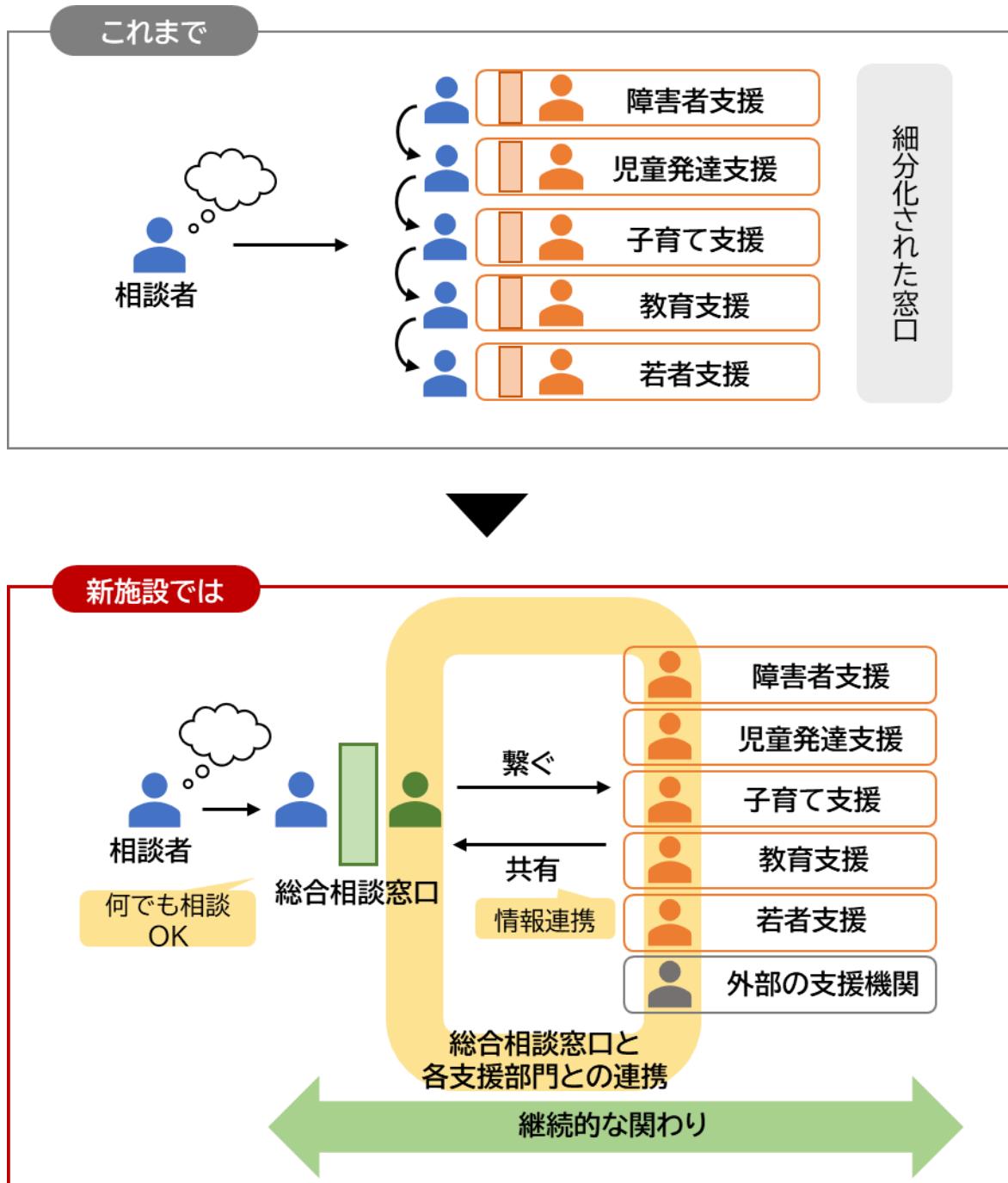
(4) AIの活用検討

相談者と相談員のコミュニケーションを円滑に行うことや、相談業務支援を目的に、AIシステムの導入を検討します。

2 総合相談窓口を通じた分野横断的な支援

切れ目のない支援を実現するためには、これまでの細分化された相談や支援の窓口を統合し、複雑化・複合化する課題に対応できる分野横断的な支援体制を整備する必要があります。

そこで、新施設では「総合相談窓口」が各支援分野と連携し、支援の状況を適宜確認するとともに、必要に応じた調整や助言により、相談者への一体的な支援や各支援分野間の連携を促進します。



IV 交流の場

新施設では誰もが気軽に立ち寄り、相談できる「交流の場」を整備し、利用者間の交流やつながりを生み出していくとともに、学校や家庭以外の居場所を提供し、ひきこもりや不登校等を未然に防止します。

1 交流の場の考え方

こども家庭庁による調査研究報告、本区が実施したワークショップ及びアンケート調査の結果を踏まえ、新施設における交流の場を「子育て世帯を中心としたエリア」と「若者を中心としたエリア」の2つのエリアに分け、それぞれのターゲットに合わせた場を整備することとします。なお、国が示す「子どもの居場所づくりに関する指針（仮称）」を踏まえ、具体的な運用を検討していきます。

以下にエリアの基本的な考え方を示します。

	子育て世帯を中心としたエリア	若者を中心としたエリア
対象者	子育て世帯を主とした区民	小学生以上の世代を主とした区民
ソフトの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同じ境遇の人同士/異なる立場の人同士がつながれる仕組み（交流イベント、スタッフの働きかけ等）があります。 ○ 施設にいるスタッフ（例：保育士）が気軽に相談に応じ、必要に応じて適切な支援につなげます。 ○ 屋上やテラス等に花壇や菜園を設け、花を通じた人と人との交流を促進します。 ○ 障害の有無に関わらず、多様な交流を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者登録により利用状況を把握します。 ○ 利用者の年代に近い年齢のスタッフを受付（執務室）に配置することで、考えを共有しながら相談に対応します。 ○ 下校時間以降に限らず、午前中からスタッフを配置することで、ひきこもりや不登校等に対応する居場所を整備します。
ハードの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者がリラックスでき、気軽に利用することができる、明るく落ち着いたデザインの空間を整備します。 ○ 外から活動が見える開けた空間とすることで立ち寄りやすくします。 ○ 様々な家具（一人用～多人数用、椅子・ソファ）により、多種多様な活動に対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者がくつろげるよう、靴を脱ぎ、のんびり過ごせる空間を整備します。 ○ 利用者が一人でも自由に過ごせる様々な場を設置します。 ○ 児童・生徒から若者に至るまで、体を動かしながら交流も図れる設備を設置します。

子育て世帯を中心としたエリア（1階）

【普及啓発コーナー（障害）】 全区民

- 障害に関する本や映像の放映、VR[※]を活用した疑似体験などができます。
- 福祉機器を展示します。また、試用することができます。
- 周辺のスタッフが気軽に相談に応じます。
- 障害者の社会参加に向けて自主製品の販売などを実施します。



(例) 台東区内小中学校

【普及啓発コーナー（子育て）】 全区民

- 子育て支援に関する映像や育児用品を通じて、子育てに関する情報を入手できます。
- 周辺のスタッフが気軽に相談に応じます。



(例) 情報コーナー（台東保健所）

【カフェ】 全区民

- 相談窓口に隣接し、相談や支援につながりやすくします。
- 飲食しながら、利用者同士が自由に話したり、楽しく交流することができます。



(例) C a f e 香逢
(台東区生涯学習センター)

【あそびひろば】 未就学児までとその保護者及び妊婦

- ひろば事業を実施することで、子育て家庭が交流できます。
- 「総合相談窓口」に隣接することで、相談や支援につながりやすくします。
- 立体遊具やネット遊具で体を動かしてのびのびと楽しく過ごせます。
- 周辺のスタッフが気軽に相談に応じます。
- 妊婦を対象とした交流スペースを整備します。



(例) 日本堤子ども家庭支援センター

(例) こども元気センター（いわき市）

※設計監理：環境デザイン研究所

【子育て図書コーナー】 全区民

- 「図書館サービス連携施設」として、一般図書の予約・予約受取・返却ができることで、新施設を知るきっかけや気軽な施設利用を促進します。
- 子育てに関する図書を多く揃え、未就学児とその保護者が本の読み聞かせや映像を見ながらゆったり過ごせます。
- 周辺のスタッフが気軽に相談に応じます。



(例) 「はばたき 21」情報コーナー

(台東区生涯学習センター)

【インクルーシブひろば】 全区民

- 障害の有無や年齢を問わず、屋外で体を動かしのびのびと楽しく過ごせます。



(例) 大井坂下公園（品川区）

若者を中心としたエリア（6階）

【カフェ】 小学生～39歳までの若者

- 低額のメニューを提供することで、気軽に利用できます。
- 飲食しながら、利用者同士が自由に話したり、楽しく交流することができます。



(例) アップス (世田谷区)

【意見表明BOX】 小学生～39歳までの若者

- 子供・若者が主体的に関わり、新施設に係る運営や区政に対する思いを反映することができます。



(例) あいぱれっと (さいたま市)

【くつろぎ空間】 小学生～39歳までの若者

- 自分のペースでゆったり、リラックスして過ごせます。
- 設置されている漫画や雑誌を読んだり、自由に話したり、楽しく交流することができます。
- 周辺のスタッフが気軽に相談に応じます。



(例) アップス (世田谷区)

【デジタルコーナー】 小学生～39歳までの若者

- デジタルゲームを体験し、楽しく交流することができます。
- 周辺のスタッフが気軽に相談に応じます。



(例) コパル (山形市)

【学習室】 小学生～39歳までの若者

- 集中して学習できます。
- 周辺のスタッフが気軽に相談に応じます。



(例) アップス (世田谷区)

【音楽スタジオ】 小学生～39歳までの若者

- 楽器の演奏ができます。



(例) アップス (世田谷区)

【地域交流スペース】 全区民

- 地域で集い、様々な活動ができます。
- ダンス、演劇、軽運動のほか、会議等の様々な用途で利用できます。



(例) ビーラボ (b-lab) (文京区)

【運動室】 全区民

- 「バスケットボール (3×3)」「バドミントン」「ボッチャ」など自由にスポーツができます。



(例) こどもプラザ (江東区)

V 災害対策機能

1 二次避難所(福祉避難所)

(1) 避難スペースの確保

新施設を二次避難所（福祉避難所）※として位置づけ、災害時、一次避難所では対応が困難な障害者等、特に配慮を要する者を緊急に受け入れる施設とします。

二次避難所（福祉避難所）※としての耐震性を十分に確保した施設とし、交流スペース等を避難スペースとして転用します。

(2) 自然災害への対応

① 水害対策

本区は、風水害に備えて避難場所を指定しており、区内で発生する水害のうち、内水氾濫（下水の処理不足による浸水）、神田川氾濫、高潮、土砂災害を対象としています。こうした浸水や水害を踏まえて、以下の具体策を検討します。

- 電気室、機械室、備蓄倉庫は施設の上層階に配置することで、水害時に機能を維持できる施設とします（停電時にも対応できるよう、自家発電設備を設置します）。
- 障害者等の特に配慮を要する者への給電支援を検討します。
- 避難スペースとなる交流スペース等を施設の上層階に配置します。
- 止水板を設置します。

※ ただし、荒川氾濫の場合には、整備予定地の浸水深が3.0～5.0m未満の区域に該当し、建物の1階は浸水する可能性があります。したがって、区が発表する自主的広域避難情報※を参考に、浸水区域外への避難が必要です。

② 地震対策

大地震が起きた際も機能する構造・設備を備えた施設とするため、以下の具体策を検討します。

- 停電時にも対応できるよう、自家発電設備を設置します。
- 障害者等の特に配慮を要する者への給電支援を検討します。
- 天井や設備機器、家具等の非構造部材は脱落・転倒防止対策を施します。
- 避難所としての耐震安全性を確保するため、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年版：国土交通省大臣官庁営繕部）における耐震安全性の目標に従い、構造体はⅡ類以上の基準で計画します。

■耐震安全性の分類及び目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
I類	大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○拠点庁舎 ○拠点病院
II類	大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	○市民会館 ○避難施設
III類	大地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくない事を目標とし、人命の安全確保が図られている。	上記以外の一般公共建築物

2 防災機能

避難者の不安を取り除くとともにニーズを把握するためには、情報を確実に伝達したり、コミュニケーションを確保することが重要です。そこで、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう多様な情報伝達手段を用意するほか、プライバシーに配慮した空間を確保するため、プライベートテントやパーテーションを備蓄します。

また、災害時にも通信手段を確保できるよう、Wi-Fi環境を整備します。

第4章 情報連携

I 情報連携の考え方

新施設で対応する相談内容の要因は、複合的かつ多様化することを想定し、個々に応じた支援を継続して的確に実施できるよう、情報の連携を強化し、関係者間で相談や支援の内容を共有することが必要です。そのため、システムによる情報連携の方法について、検討します。

■目指す姿

情報連携を強化することで、迅速な情報共有及び支援体制を構築し、一体的で切れ目のない支援を行います

■実現に向けての対応

- ① 総合相談窓口を経由した相談情報を新たなシステムで管理し、施設内で共有します。
(新システムの構築)
- ② 既存システムの一部の相談・支援情報を新システムに連携します。(既存システムの活用)
- ③ 相談・支援に関する個人情報の保護に最大限配慮します。(個人情報保護)

(1) 新システム（「(仮称) 相談カルテシステム」）による対応 【新規】

- 「(仮称) 相談カルテシステム」を構築することで、施設内での相談情報を共有します。
- 「(仮称) 相談カルテシステム」では、施設内で対応した相談内容を取り扱います。
- 「(仮称) 相談カルテシステム」を「住民記録システム」、「児童相談支援システム」、「保健システム」と連携します。

(2) 施設内の各支援分野におけるシステム運用（予定）【充実】

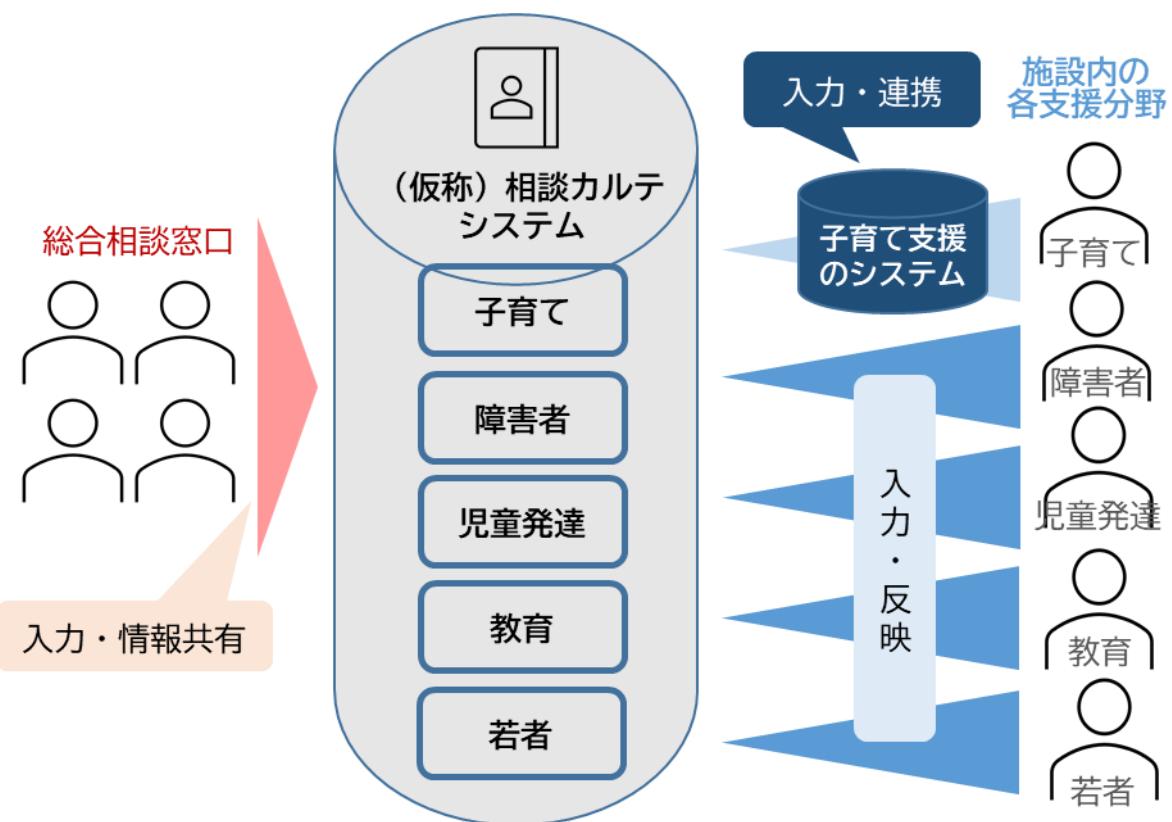
子育て支援分野では既存システムを引き続き利用し、その他の各支援分野は、「(仮称) 相談カルテシステム」を導入することで業務効率化を図ります。

なお、子育て支援のシステムから「(仮称) 相談カルテシステム」に連携する情報は、相談・支援に係る範囲に制限することで、個人情報の保護に配慮します。

(施設内の各支援分野における現行・新施設でのシステム運用一覧)

支援分野	新施設でのシステム運用	既存のシステム運用
子育て支援	相談・支援内容の一部を「(仮称) 相談カルテシステム」に連携	児童相談支援システム 保健システム
障害者支援		
児童発達支援		
教育支援		表計算ソフト等
若者支援		

(3) 「(仮称) 相談カルテシステム」及び支援システムの運用の流れ



総合相談窓口を通じた切れ目のない支援を実現するために

- 施設内の各支援分野は支援の開始、支援状況及び終了について、子育て支援分野を除き「(仮称) 相談カルテシステム」に入力し、施設外の支援機関は支援の開始、支援状況及び支援の終了について総合相談窓口に電話等で報告することにより、総合相談窓口が「(仮称) 相談カルテシステム」に入力します。
- 「子育て支援」、「障害者支援」、「児童発達支援」、「教育支援」及び「若者支援」に関する支援の進捗状況を「(仮称) 相談カルテシステム」により把握することで、切れ目のない支援を実現します。

第5章 施設規模・建物仕様

I 各機能の床面積等

既存施設の現況及び新施設の機能を踏まえ、各エリアの概算面積を下表のとおりとしました。ただし、今後の設計において面積を確定します。

詳細な諸室の面積の算定にあたっては、現施設の稼働状況と担当課へのヒアリング及び類似事例の調査等を踏まえて、諸室の共用化・効率化を図りました。

エリア	主な機能・諸室	規模目安
障害者デイサービス	訓練・作業室、活動室、スヌーズレン室 等	約 1,300 m ²
障害者支援	活動室、機能回復訓練室、サロン・待合スペース 等	約 500 m ²
児童発達支援	活動室、指導訓練室、医務室・静養室 等	約 1,400 m ²
子育て支援	活動室、プレイルーム・行動観察室 等	約 500 m ²
教育支援	プレイルーム、多目的室 等	約 400 m ²
若者支援	活動室	約 100 m ²
総合相談窓口	窓口・相談室	約 100 m ²
交流の場	普及啓発コーナー、カフェ、あそびひろば 等	約 1,200 m ²
共用エリア	執務室、相談室、会議室、資料室	約 1,700 m ²
災害対策機能	交流スペース等を災害時に利用	—
その他共用部	廊下、階段、エレベーター、機械室 等	約 4,300 m ²
駐車場・駐輪場	駐車場、駐輪場、マイクロバス乗降スペース	約 2,500 m ²
施設面積合計		約 14,000 m ²

【障害者デイサービス】

機能	概要
訓練・作業室	日中活動の場として利用します。
活動室	グループ活動や行事、音楽療法等の利用者の自立を図るための活動で利用します。
スヌーズレン室	主に重症心身障害児（者）※等に向けて、アロマや光ファイバー等の専用器具を用いた感覚刺激がある環境で、リラックスできる空間とします。（児童発達支援と共に）
浴室・脱衣室	機械浴用の浴槽、リフトを使用した座位や臥位対応の浴槽を設置します。脱衣室は、車椅子ごと入ることができ、医療的ケア※に対応できるよう吸引機のセッティングのための洗面台を設置します。
医務室・静養室	医務室は、ベッドを設置し処置室を兼ねます。静養室は、利用者の体調不良時などに使用します。
おむつ交換スペース	プライバシーに配慮した、8人が同時におむつ交換できるスペースを設けます。
ランチルーム・配膳室・調理室	ランチルームは、利用者の障害特性を鑑みて、食事ができる十分な広さとします。配膳室は衛生面に配慮し、料理盛り付け等を行う専用室とします。調理室は、計100食提供できる設備を設けます。
調理者・栄養士控室等	4～5人の調理者や栄養士の控室兼打ち合わせスペースとして設置します。また、衛生面に配慮した調理者の専用室として更衣室やトイレを設置します。

【障害者支援】

機能	概要
活動室	様々な教室・サークル事業や、訓練室兼相談室として利用します。
機能回復訓練室	機能回復訓練のほか、PT※・OT※・ST※を行います。（障害者デイサービスと共に）
サロン・待合スペース	サークル等の来所者や相談者の待合室として利用でき、落ち着いて過ごせる飲食可能な空間とします。
録音室	視覚障害者の情報バリアフリーのため育成した音訳ボランティアが、区民新聞や月刊誌等の録音を行います。
パソコンスペース	パソコン教室で利用します。
相談室	一般相談・計画相談・事業所との打ち合わせ・ピアカウンセリング※に利用します。
窓口	障害に関する様々な相談を受けられるよう車いすにも対応できる受付を設置します。

【児童発達支援】

機能	概要
活動室	インテーク※や評価判定、未就学児向けのPT※・OT※の活動で利用します。
指導訓練室	障害児通所支援、放課後等デイサービス、重症心身障害児等放課後等デイサービス事業等の利用者が、訓練等様々な活動に利用します。
医務室・静養室	医務室にはベッド1台を配置し、処置室を兼ね、プライバシーにも配慮した専用室とします。静養室は、利用者の体調不良時に利用し、万一の感染症予防のため専用室とします。
ランチルーム・配膳室	ランチルームは、乳幼児から高校生までの重症心身障害児※が利用できるものにします。配膳室は、他階の調理室で作った給食等を移動するための衛生面を配慮した専用室とします。
保護者サロン・待合スペース	保護者サロンは、グループや保護者同士の団らんの場として利用でき、貸出用図書等を設置します。落ち着いて過ごせる待合スペースを設置します。
相談室	保護者等との個別面談や相談支援等を行います。
窓口	インテーク※に係る書類作成の補助やご案内ができるよう、カウンターを設けます。

【子育て支援】

機能	概要
活動室	必要に応じてエリアを分けられるようなパーテーション等を設け、安全性に配慮した床・壁の材質を取り入れます。育児相談や乳児連れの親子の交流支援、ハローベビー学級、作業療法士による相談や託児スペースとして利用します。
プレイルーム・行動観察室	プレイルームは、心理の見立ての際、子供が遊べる部屋にするとともに、親子面談にも活用します。行動観察室はプレイルームに隣接し、プレイルーム内が見える仕様とします。
ランチルーム	子供と保護者が飲食できるスペースとします。

【教育支援】

機能	概要
プレイルーム	大小の部屋とし、プレイセラピー※で利用します。
多目的室	生活指導相談学級（教育支援センター）※の活動や教育相談のプレイセラピー※用として利用します。
活動室・学習室・調理室	生活指導相談学級（教育支援センター）※通級児童・生徒活動用として利用します。
相談室	児童・生徒及び保護者の相談、面談等で利用します。

【若者支援】

機能	概要
活動室	少人数での利用を想定し、リラックスして過ごせる空間とします。曜日等で時間を区切り、ひきこもり等の若者の居場所プログラムも行います。

【総合相談窓口】

機能	概要
窓口・相談室 (相談コーナー含む)	相談カウンターを設け、交流の場（子育て世帯を中心としたエリア）を見渡せる配置とすることで、相談窓口の利用促進を図ります。

【交流の場】

機能	概要
普及啓発コーナー(障害・子育て)	障害に関する本や映像の放映、VR※を活用した疑似体験などを通じて、障害の理解促進を図ります。また、育児用品の紹介や子育てに関する情報を発信します。
カフェ	10組20人程度が利用でき、軽食・喫茶を提供するカフェを「子育て世帯を中心としたエリア」と「若者を中心としたエリア」にそれぞれ設けます。
あそびひろば	20組40人程度の親子が集まるる規模とし、赤ちゃんコーナーとそれ以外に区画するほか、15組30人程度の親子が身体を動かして遊べる立体遊具やネット遊具を配置します。安全性に配慮した床・壁の材質を取り入れます。また、妊婦を対象とした交流スペースを整備します。
子育て図書コーナー	一般図書の予約・受取等の対応のほか、絵本の読み聞かせ等を行える空間とします。
インクルーシブひろば	様々な子供たちが一緒に遊べるユニバーサルデザイン※の遊具設置のほか、一般の方も利用できるストレッチ器具、日よけやベンチ、花壇等を設置します。 ※屋外設置のため、施設面積には含めません
くつろぎ空間	50人程度の子供や若者が、漫画やゲーム等により一人でもリラックスして過ごせる空間とします。また、受付を併設させることで、スタッフとの気軽な関わりを創出します。
デジタルコーナー	プロジェクションマッピングとセンサー、カメラを使い、デジタルを用いたインタラクティブな遊び※を提供します。
学習室	25人程度が静かに読書や自習ができる部屋とします。
音楽スタジオ	ドラムセットやギター・キーボード等を設け、防音構造の大小2つのスタジオとします。
地域交流スペース	地域で集い、様々な活動を通じた交流ができる部屋とします。ガラス張りの壁面等を備え、ダンスや演劇、軽運動等に対応するとともに、会議室としても転用可能とします。
運動室	バスケットボール(3×3)やバドミントン等に加え、ボッチャ等の障害者スポーツに対応します。

【共用エリア】

機能	概要
執務室	デスクワークや電話対応等を行います。
相談室	各種相談や面接、打合せ等で利用します。
会議室	職員会議や関係機関との打合せ、様々な教室・講座、講演会等で利用します。
資料室	教科書、教育関係図書・資料常設展示の他、教科書展示会の開催場所として利用します。

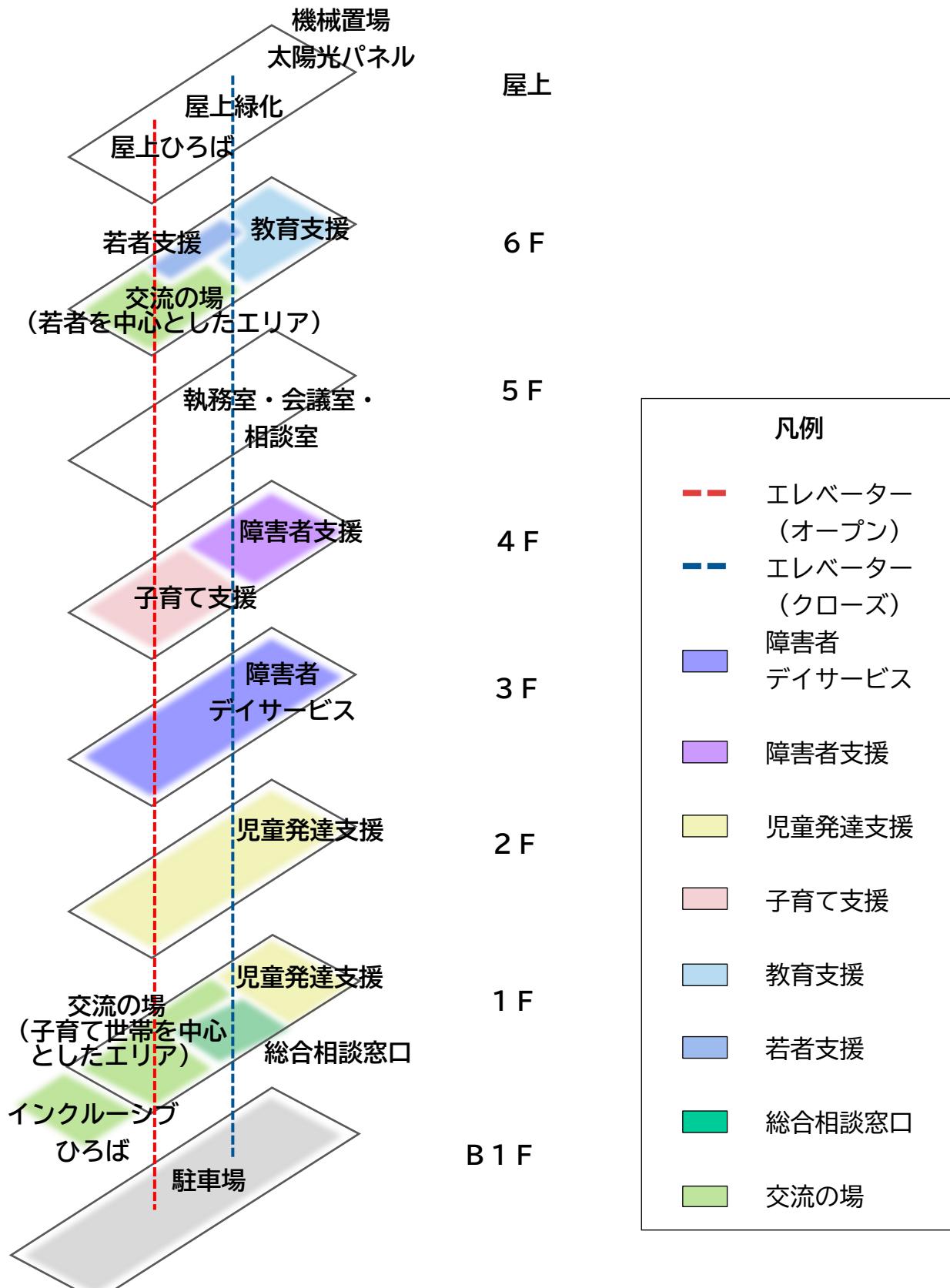
【その他共用部・駐車場等】

機能	概要
廊下、階段、エレベーター、機械室 等	トイレ・授乳室・給湯室・洗濯室、階段・エレベーター、電気室・機械室、倉庫、管理室・エントランス等を設置します。
駐車場等	駐車場、駐輪場、マイクロバス乗降スペースを設置します。

II ゾーニング

1 フロア構成イメージ

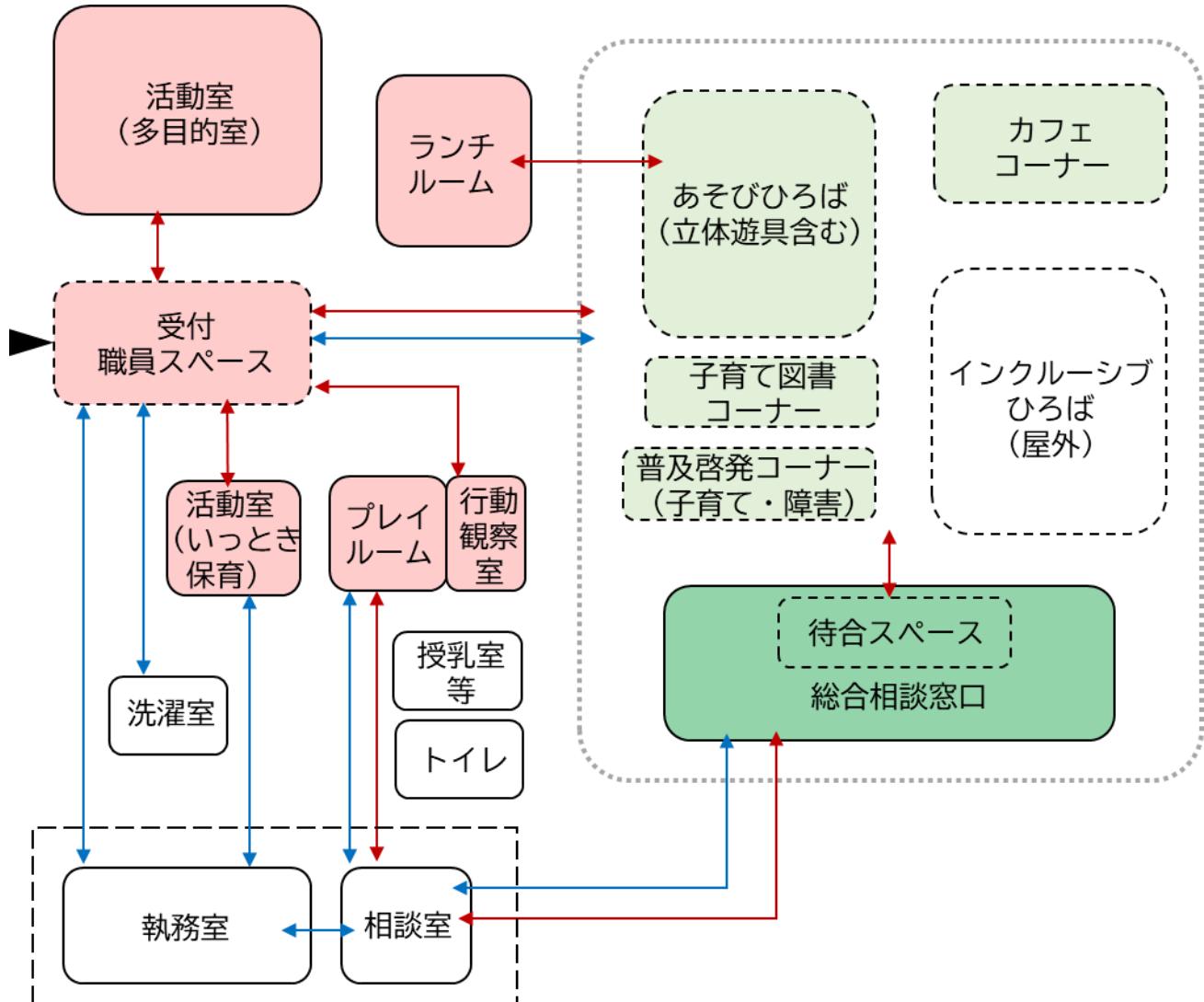
フロア構成のイメージを以下に示します。



2 諸室機能相関図

各エリアの諸室について、諸室の関係性や空間イメージを示します。

(1) 総合相談窓口、子育て支援・交流の場（子育て世帯を中心としたエリア）



「ランチルーム」のイメージ



日本堤子ども家庭支援センター

「総合相談窓口」のイメージ



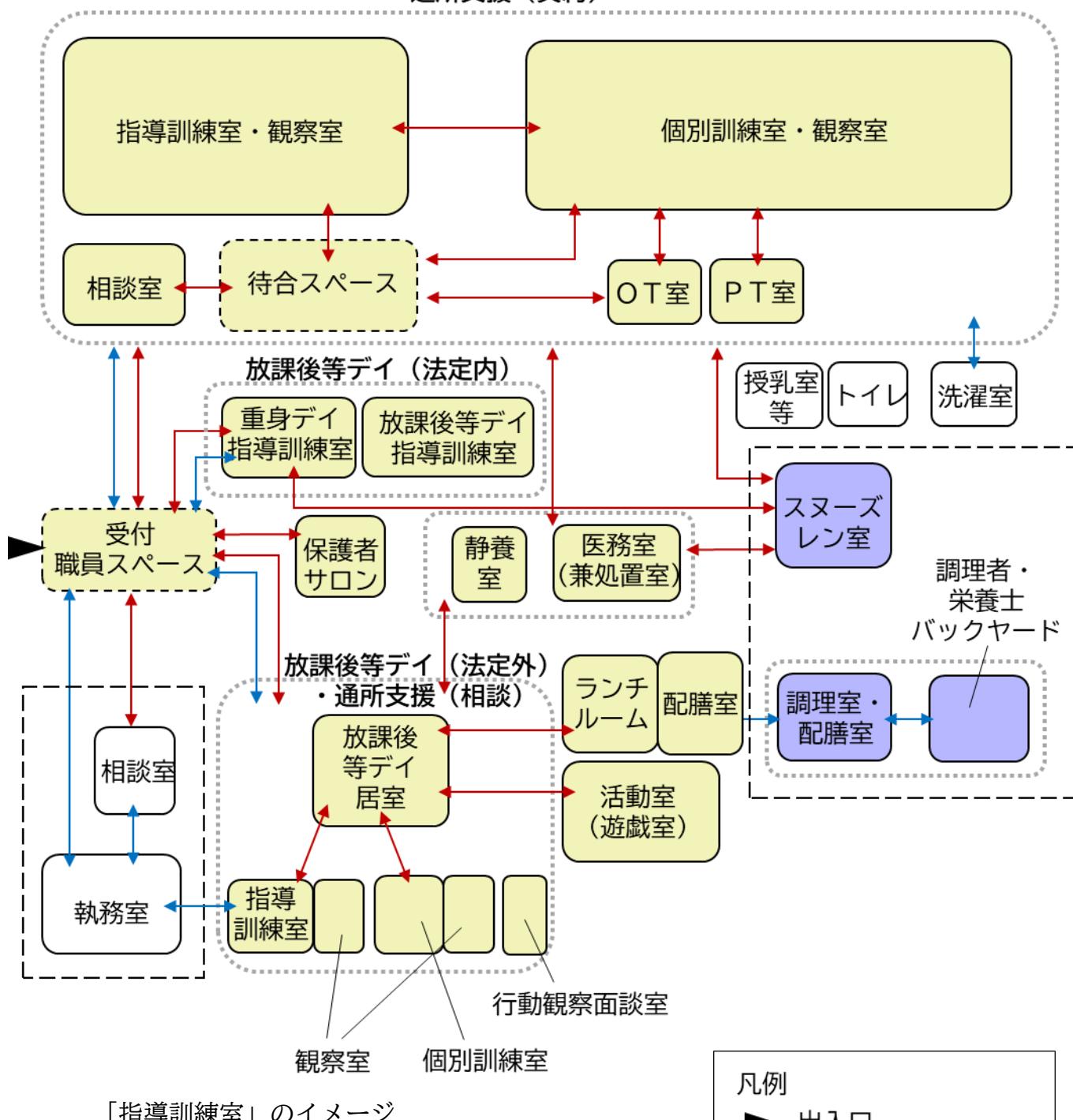
あいぱれっと (さいたま市)

凡例

- 出入口
- ↔ 利用者の主な動線
- ↔ 管理者の主な動線
- 子育て支援
- 交流の場
- 総合相談
- 施設共用
- 近接が望ましい諸室
- 別エリアにある諸室

(2) 児童発達支援

通所支援（契約）



「指導訓練室」のイメージ

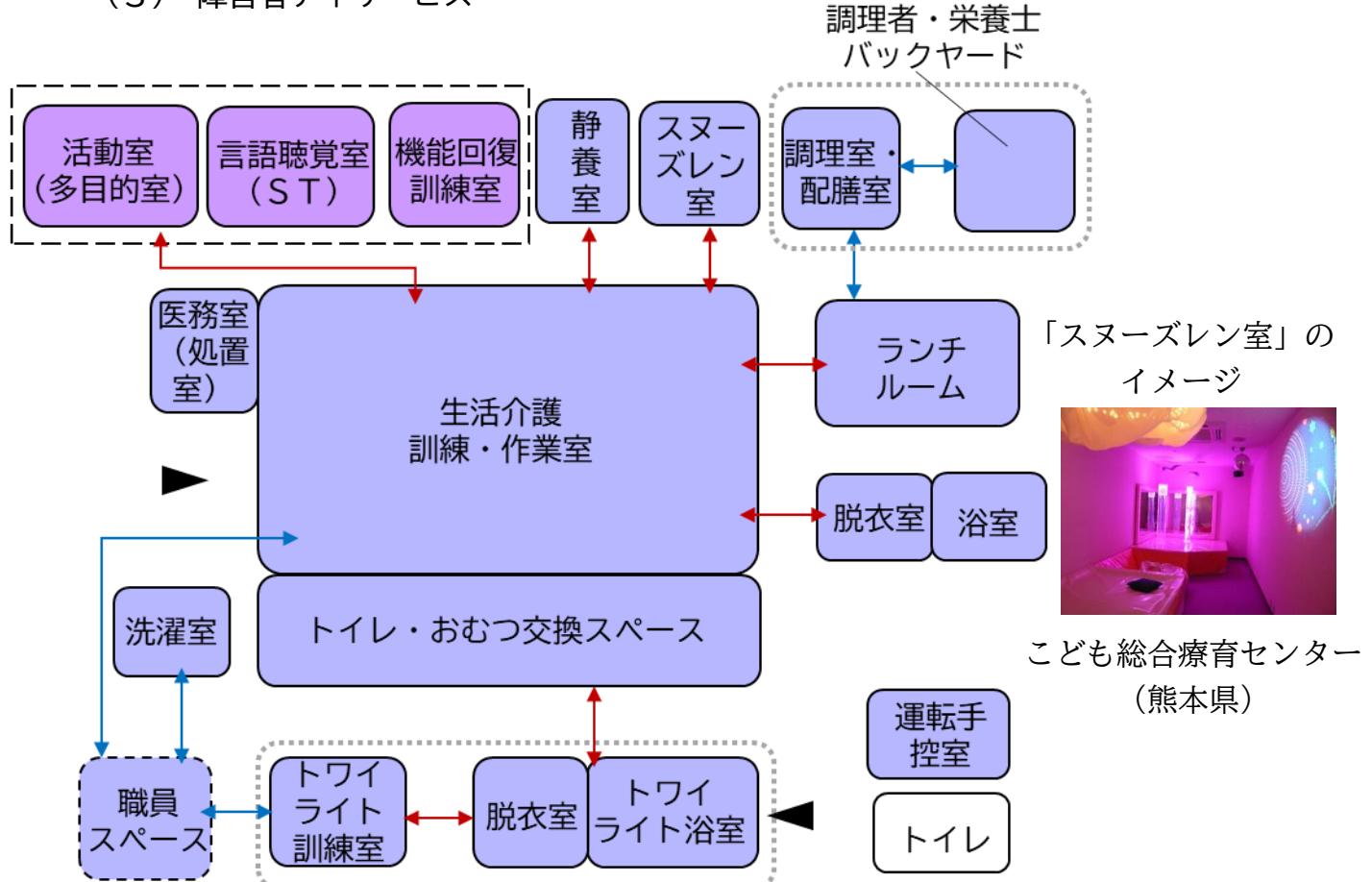


子ども未来センター（立川市）

凡例

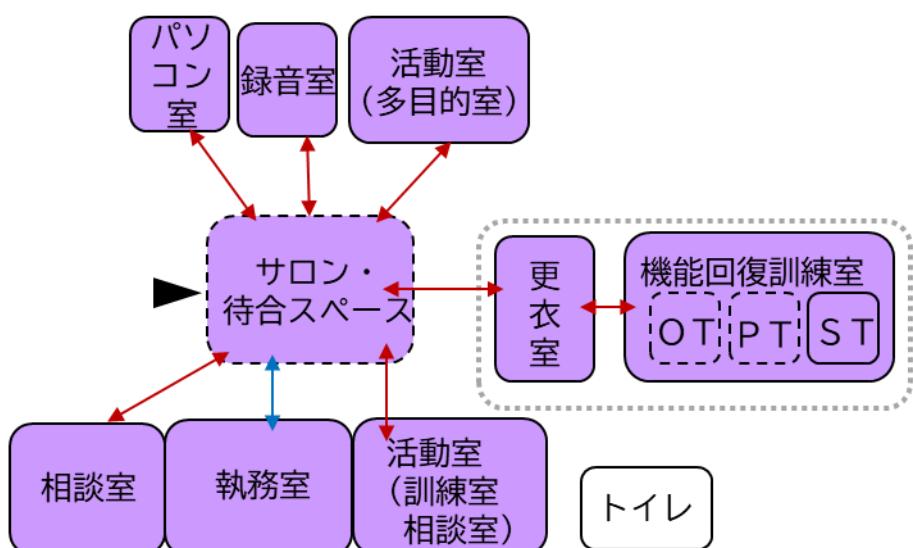
- 出入口
- ↔ 利用者の主な動線
- ↔ 管理者の主な動線
- 児童発達支援
- 障害者デイサービス
- 施設共用
- 近接が望ましい諸室
- 別エリアにある諸室

(3) 障害者デイサービス



(4) 障害者支援

障害者社会参加援助、就労支援室、
障害者自立支援センター（基幹相談支援センター）



凡例

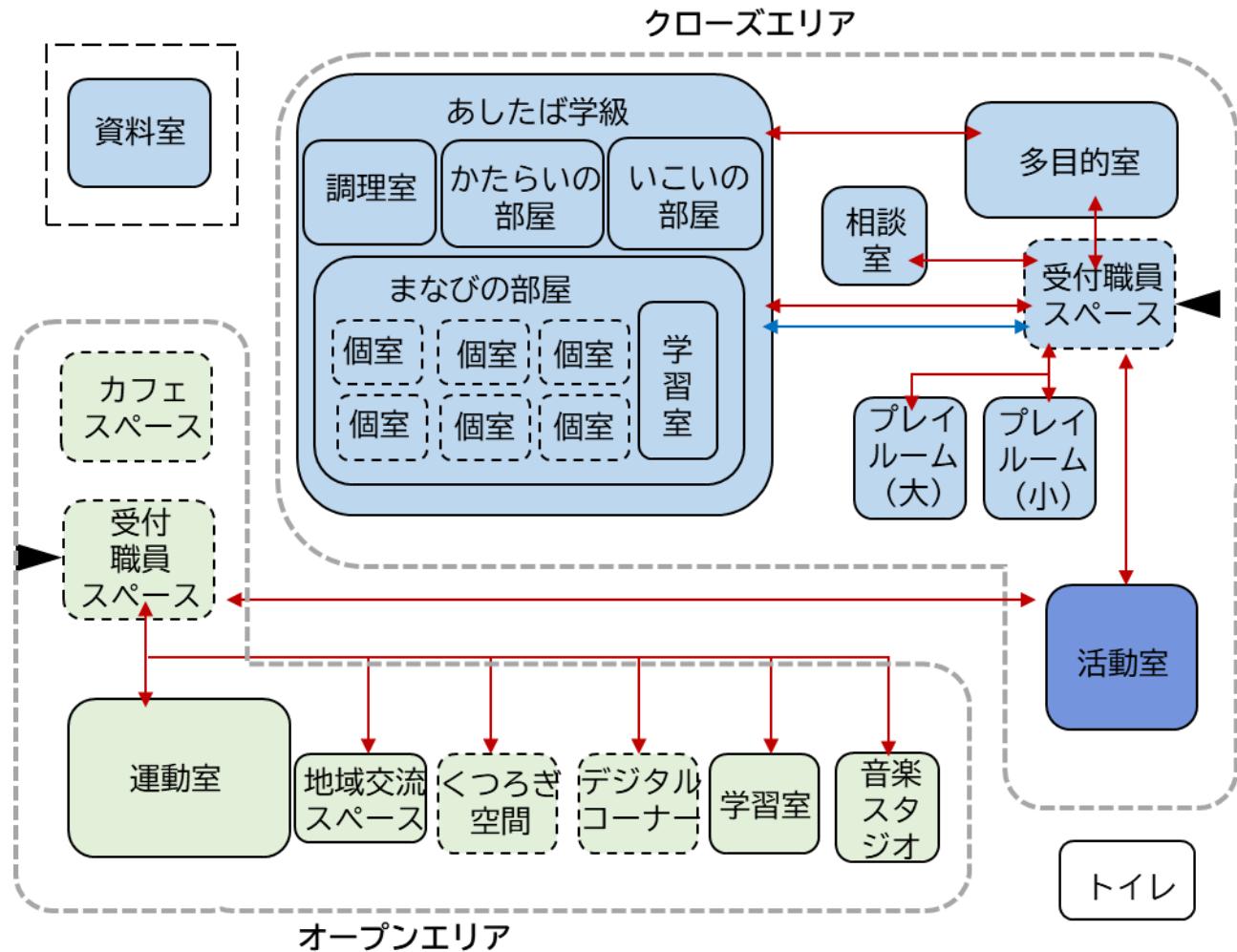
- 出入口
- ↔ 利用者の主な動線
- ↔ 管理者の主な動線
- 障害者デイサービス
- 障害者支援
- 施設共用
- 近接が望ましい諸室
- 別エリアにある諸室

「機能回復訓練室」のイメージ



松が谷福祉会館

(5) 教育支援・若者支援・交流の場（若者を中心としたエリア）



「多目的室」のイメージ



光明学園（世田谷区）

凡例

- 出入口
- ↔ 利用者の主な動線
- ↔ 管理者の主な動線
- 若者支援
- 教育支援
- 交流の場
- 施設共用
- 近接が望ましい諸室
- 別エリアにある諸室

III 整備スケジュール(予定)

本計画の策定期点で算出した施設面積約 14,000 m²、フロア構成や諸室等をもとに、施設開設までの整備スケジュールを以下に示します。

- 令和5年度 基本計画策定
- 6年度～ 基本設計・実施設計
- 8年度～ 建築工事
- 10年度 新施設開設**



IV 環境への配慮

1 ZEB化による環境負荷の軽減

ゼロカーボンシティ※の実現に向けて、「ZEB ready（ゼブ レディー）」の取得を目指します。

■ ZEB：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

(Net Zero Energy Building)

快適な室内環境を実現しながら、消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物

■ 評価方法

基準一次エネルギー消費量の削減率を評価

■ 評価ランク

ZEB/Nearly ZEB/ZEB Ready/ZEB Oriented の4段階

具体的な方針は以下です。

- パッシブ技術（日射遮蔽^{しゃへい}、自然換気など）やアクティブ技術（LED照明や人感センサーの導入など）を併用して省エネを推進します。
- 屋上には太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギーを最大限活用します。

2 国産木材の活用

「台東区建築物等における木材利用の促進に関する方針」に基づき、費用対効果を考慮しながら、より効果的な木質化及び木造化を検討します。

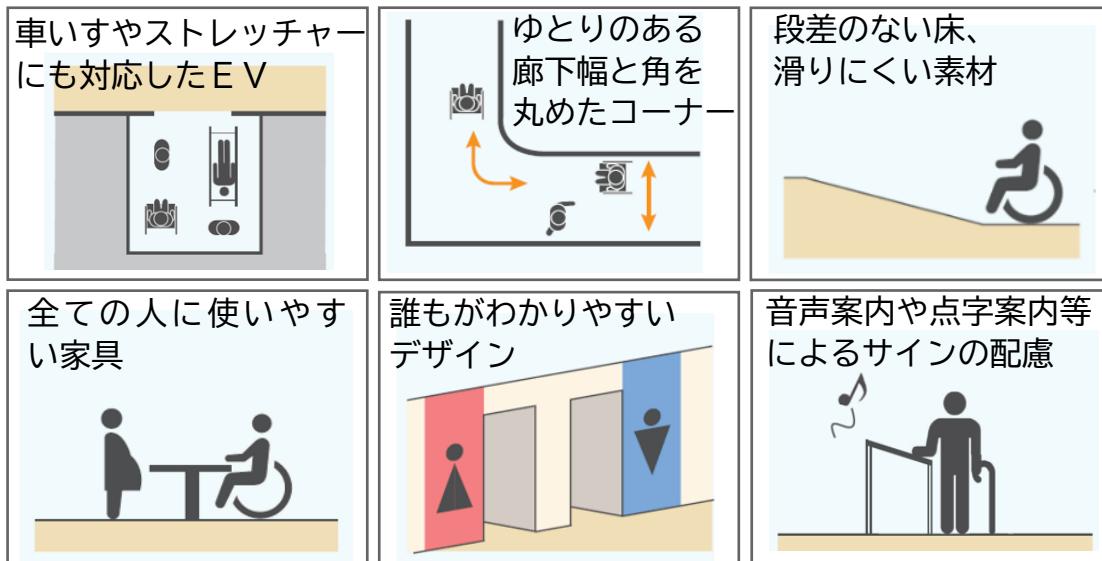
V その他の環境づくり

1 バリアフリーの考え方

新施設を「台東区バリアフリー基本構想」における「生活関連施設」として、施設利用者の利便性向上を図ります。

(1) ユニバーサルデザイン*の導入

- 車いすやストレッチャーにも対応できるエレベーターを設置します。
- 障害者サービス利用者を中心に利用できるスロープを整備し、出入口から諸室までの移動や災害時の避難に使用できる動線を確保します。
- 障害者支援に係る諸室及び共用部（廊下・トイレ等）は、その他のフロアと比較して十分なスペースを確保します。
- 通路の幅は、車いす利用者のすれ違いを考慮し、曲がり角は、角を丸めたコーナーとするなど安全性に配慮します。
- 施設内の段差を極力なくし滑りにくい素材を採用するとともに、スロープを極力緩勾配とすることで、車いすでの移動に配慮します。
- 各種窓口は車いす使用者等の利用も考慮した高さとするなど、全ての利用者が使いやすい家具を取り入れます。
- 施設内における色彩を工夫するほか、ピクトグラムを用いることで、誰もがわかりやすいデザインとします。
- 音声案内や点字による案内などのサインに配慮します。



(2) その他の環境整備

- 施設内の共用トイレには、男女トイレのほかに車いす対応トイレを設置し、障害者や子連れの方等全ての人が自由に抵抗感なく使用できるよう配慮します。
- 乳幼児が使用するフロアには授乳室等を設け、「台東区子育て支援環境整備ガイドライン（令和元年度）」に沿って、適切な規模・設備で計画します。

2 ICT環境の整備

- 新施設ではWi-Fi環境を整備します。また、会議室や相談室等に、オンラインでの会議や講演会、相談等も行える環境を整備することを検討します。

3 機能的・効率的なレイアウト

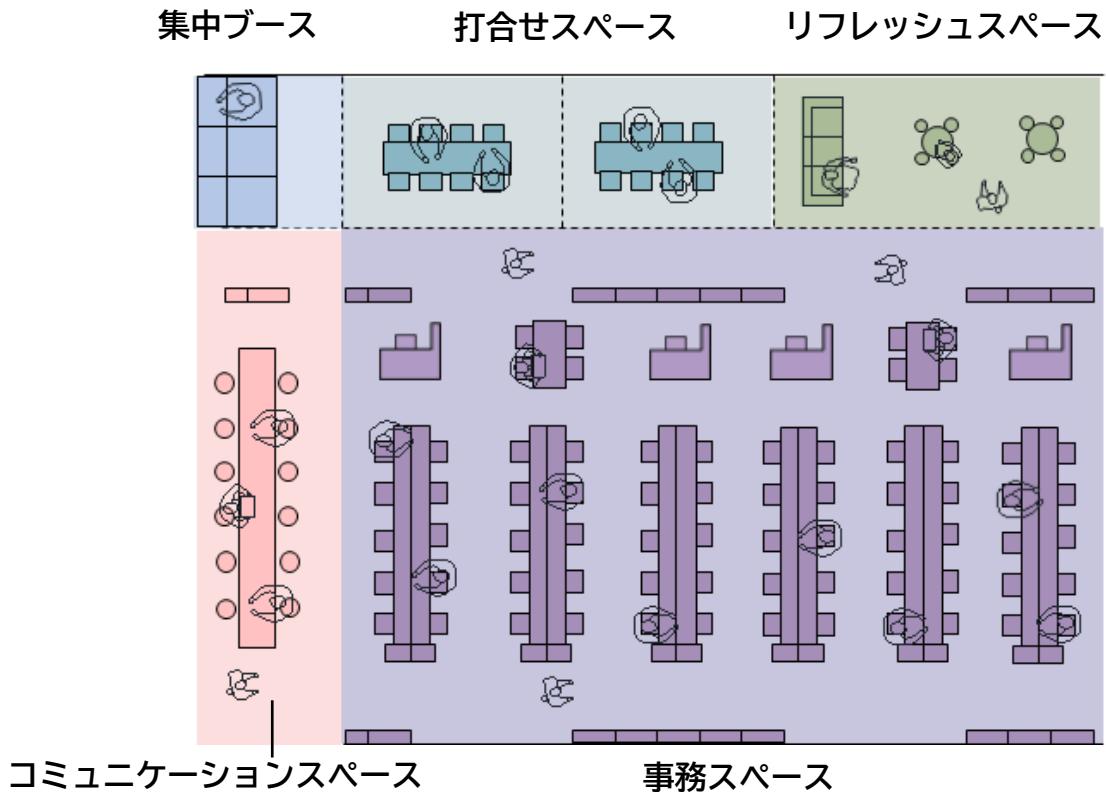
- 組織改正や新たな働き方、臨時の業務などにも柔軟に対応できるよう、ユニバーサルレイアウトを導入します。
- 業務内容に応じて、フリーアドレス[※]等の環境整備を行います。

■オフィスレイアウト方式の比較

	従来型（島型）レイアウト	ユニバーサルレイアウト
イメージ図		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 課の人数に応じて島状に個人デスクを並べる方式です。 各席に袖机を設置し私物や書類を管理します。 組織改正や課の人数の増減があった場合には、その都度レイアウトを変更する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ロングスパンの共用デスクを均一に並べ、固定されたデスクの列の中で課を構成する方式です。 共用スペースにロッカーを設置し、個人へ割り当てます。 スペースの有効活用が可能であり、組織改正や課の人数の増減にも、人の移動のみで対応が可能です。

4 様々な用途に対応した執務スペース

- 職員スペースを充実させることで、職員の心身の健康維持や、各支援分野間での連携強化を図り、支援における質の向上を目指します。
- 職員が気軽に利用できる打合せスペースや、休息・食事等ができるリフレッシュスペース、個人でオンライン会議等が行える集中ブース、短時間での情報交換が行えるコミュニケーションスペースなど、フレキシブルな執務空間を計画します。



第6章 運営に関する基本的な考え方

I 新施設における運営

1 運営体制の考え方

(1) 運営主体

新施設において、切れ目のない支援を実現していくためには、関係機関との密な連携や迅速な情報共有が必要です。

そのため、施設全体は区の直営を基本とし、職員による的確な判断や個人情報の適切な管理のもと運営を行います。

また、施設内の各支援分野については、必要に応じて民間事業者への委託を検討するなど、それぞれ運営主体を定めることで、効果的な支援を行います。

(2) 運営組織

施設全体の調整や管理に係る機能を特定の組織に集約するとともに、既存の組織構成を見直すことも含めて検討し、分野横断的な支援を強化します。

(3) 施設内の会議体の設置

施設全体の一体的な運営を行うため、施設内に会議体を設置し、定期的な進捗報告や課題の共有、事業の改善やさらなる取り組みの検討などを通して、より良いサービスを提供します。

(4) 人材確保・育成

新施設において、様々な視点や角度から質の高い支援を実施していくためには、高度な専門性が必要です。

そこで、高度な専門性の発揮に向けた人材確保・育成について検討します。

2 施設の開館に関する考え方

誰もが気軽に利用できる施設とするため、原則として、年末年始と施設メンテナンス日を除き、開館します。

ただし、各支援分野における開館日時については、利用者の属性等を踏まえて検討します。

3 付設機能の運営

(1) 駐車場及び駐輪場の運営

駐車場は、都条例における附置義務台数を満たすとともに、施設利用者以外も使用できるよう、設備や管理方法等を検討していきます。

駐輪場は施設利用にあたり十分なスペースを確保し、併せてシェアサイクルポートの設置も検討します。

(2) 「インクルーシブひろば」の運営

「インクルーシブひろば」は、原則として開館時間のみ使用できるものとし、施設全体の管理の中で運営を担います。

4 施設内の貸出対応

施設内的一般貸出は、主に「交流の場（若者を中心としたエリア）」の「地域交流スペース」及び「運動室」を対象とします。また、新施設の特徴を踏まえ、障害者や39歳までの若者が優先的に利用できるよう配慮した上で、貸出可能な日時の設定を行います。

なお、施設の利用にあたっては、本区の行政財産使用料条例に基づき、対象諸室や利用者の条件等を踏まえた上で検討します。

用語解説

アルファベット		該当ページ
O T	作業療法のことです。身体又は精神に障害のある方に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行うことです。	47, 48
P T	理学療法のことです。身体に障害のある方に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることです。	47, 48
S T	言語聴覚療法のことです。音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある方についてその機能の維持向上を図るために、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことです。	47
V R	「Virtual Reality」の略称であり、日本語では仮想現実などと呼ばれます。コンピューター上にCG（コンピューターを用いて作成される画像や図形）等で人工的な環境を作り出し、あたかもそこにいるかの様な感覚を体験できる技術です。	34, 49

あ		該当ページ
インクルーシブ	「包摂的な」「包括的な」「全てを包み込む」を意味し、障害の有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、違いを認め合い、共生していくことを表します。	13
医療的ケア	学校や自宅などで日常的に継続して行われる喀痰吸引や経管栄養・導尿その他の医療行為をいいます。	21, 47
医療的ケア児	NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。	24
インテーク	相談者がどういう相談内容を抱えていて、その主訴の背景にある問題は何かということを明らかにするためにインテーカー（面接（相談）を担当する者）が積極的、能動的に働きかけることを目的とした初対面の面接です。	48
インタラクティブな遊び	「インタラクティブ」とは「相互に作用する」「双方向の」といった意味を持つ英単語です。利用者の働きかけによって刻々と内容（映像）が変化するような遊びのことです。	49

か		該当ページ
子ども家庭総合支援拠点	子供とその家族及び妊産婦を対象に、実情の把握、子供等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的な支援業務を行う拠点です。本区における「日本堤子ども家庭支援センター」です。	6, 10
心のバリアフリー	子供から高齢者まで、障害のある人もない人も全ての人がお互いに助け合い、思いやりの心を持って相手に接することです。	11

さ		該当ページ
サービス等利用計画	障害福祉サービス等の利用を希望される方に対し、相談支援専門員が、総合的な援助方針やご本人の生活などに関する課題を踏まえ、最も適切なサービスなどについて検討し、作成するものです。また、その後サービスを有効に活用いただけているかを定期的に確認し、計画の見直しを行います。（モニタリングといいます。）	24
就労継続支援B型	一般企業などへの就労が困難な障害者で、雇用契約に基づく就労が困難な方に対して、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所です。	23
障害児支援利用計画	児童福祉法に定める通所支援を利用する18歳までの障害児等に対し、相談支援専門員が、総合的な援助方針やご本人の生活などに関する課題を踏まえ、最も適切なサービスなどについて検討し、作成するものです。また、その後サービスを有効に活用いただけているかを定期的に確認し、計画の見直しを行います。（モニタリングといいます。）	24
重症心身障害児（者）	重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子供を重症心身障害児、成人した者を重症心身障害者といいます。	21, 24, 47, 48
自主的広域避難情報	荒川氾濫が想定される場合に、浸水想定区域外への避難を周知するために発表する情報です。	38
スクールソーシャルワーカー	社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家です。	7, 27, 72
スーパービジョン	最良のサービスを利用者に提供することを目指して、指導をするスーパーバイザーが養成されるスーパーバイザーと関わりながら、管理や教育、サポート役としての機能を果たすことです。	22, 25

生活指導相談学級（教育支援センター）	様々な理由により、長期欠席傾向にある児童・生徒に対し、集団生活や相談活動を通して、自ら学ぶ力、協調性・社会性、自主性・自発性などを育てるとともに、心の安定を図り、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう支援を行います。	7, 27, 48
ゼロカーボンシティ	環境省による定義として、「2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は自治体として公表した自治体」のことです。	57

な		該当ページ
二次避難所（福祉避難所）	一般の避難所での生活が困難で、特別な配慮を要する高齢者や障害者等を受け入れる施設です。	13, 38

は		該当ページ
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいいます。 <small>はん</small>	23, 24, 25
発達支援	障害児（者）に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の障害児（者）の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいいます。	9, 24
ピアカウンセリング	同じ障害のある相談員が自身の経験を踏まえ、相談者が抱える悩みの解決に努めていくカウンセリングのことです。	22, 47
ファシリティマネジメント	企業や団体などがもつ、建物や設備等（ファシリティ）について、その価値を最大化するために、適切な企画・管理・活用を行う経営活動です。	11
フリーアドレス	執務室の中で固定の席を持たず、ノートパソコン等を活用して自分の好きな席で働くワークスタイルのことです。固定の席で仕事する場合と比べてスペースが有効に活用できるため、既存の枠にとらわれない自由な働き方が可能になります。	59
プレイセラピー	子供に対し、遊びを通して自分の気持ちや考え、行動を表現させる心理療法です。	48
母子健康包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、妊産婦等の支援に必要な実情の把握、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言及び保健指導、関係機関との連絡調整並びに支援プランの策定を行います。 本区における「台東保健所保健サービス課」及び「浅草保健相談センター」です。	6, 10

や	該当ページ
ユニバーサルデザイン	障害者や高齢者なども含め、誰にでも使いやすい形に設計することです。ユニバーサルデザインには、①公平であること、②自由度が高いこと、③単純で、④分かりやすいこと、⑤安全であること、⑥余計な体力を使わないこと、⑦使いやすい適正な空間と大きさの確保などの原則があります。
要保護児童支援ネットワーク	虐待を受けている子供を始めとする、要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととしている協議会です。児童福祉法で定められた「要保護児童対策地域協議会」です。

参考

I 先行事例の調査

本計画の策定にあたり、他自治体の類似施設の調査を行いました。

施設の導入機能と相談・支援の仕組みの観点から参考施設を示します。

参考とした他自治体の機能		参考施設
障害者支援	<input type="checkbox"/> 移動しやすい動線の確保 <input type="checkbox"/> 浴室と脱衣室を整備、入浴サービス <input type="checkbox"/> デイサービス <input type="checkbox"/> スロープの設置	<input type="radio"/> あいアイ館（東京都目黒区） <input type="radio"/> 新宿あゆみの家（東京都新宿区） <input type="radio"/> 墨東特別支援学校（東京都江東区）
児童発達支援	<input type="checkbox"/> 総合的な診療に基づいた処遇の提供や地域療育支援体制における中核的な機能 <input type="checkbox"/> 就学後を含む発達段階に応じた継続的な支援 <input type="checkbox"/> 各種事業の運営手法の考え方 <input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援のニーズや相談支援	<input type="radio"/> こども療育総合センター（熊本県） <input type="radio"/> エールぎふ（岐阜県岐阜市） <input type="radio"/> 児童発達支援センター（東京都中央区、港区、練馬区）
子育て支援	<input type="checkbox"/> 専門職による児童相談や訪問対応に加え、育児支援としての預かり事業やヘルパー派遣事業を実施 <input type="checkbox"/> 総合相談やカウンセリングから、発達段階に応じた継続的な支援につなぐ体制	<input type="radio"/> 子ども未来センター（東京都立川市） <input type="radio"/> エールぎふ（岐阜県岐阜市） <input type="radio"/> あいぱれっと（埼玉県さいたま市）
教育支援	<input type="checkbox"/> 教職経験者や心理士等の専門職による一人ひとりに寄り添った支援の実施 <input type="checkbox"/> スクールソーシャルワーカー*による複合的な問題に対するコーディネート	<input type="radio"/> みらいステップなかの（東京都中野区） <input type="radio"/> エールぎふ（岐阜県岐阜市） <input type="radio"/> あいぱれっと（埼玉県さいたま市）
若者支援	<input type="checkbox"/> 気軽に立ち寄れる家や学校、職場以外の居場所の設置 <input type="checkbox"/> 中高生から30代までを対象とした精神保健福祉士による相談の実施	<input type="radio"/> みらいステップなかの（東京都中野区） <input type="radio"/> あいぱれっと（埼玉県さいたま市）
交流の場	<input type="checkbox"/> カフェを設けてくつろぎながら交流できる空間づくり <input type="checkbox"/> 立体遊具やネット遊具等を備え、年齢に応じた過ごし方が可能な空間づくり <input type="checkbox"/> 様々な過ごし方が可能な多目的スペースや音楽スタジオの設置 <input type="checkbox"/> 大学生等のボランティアの配置	<input type="radio"/> アップス（東京都世田谷区） <input type="radio"/> さくらんぼタントクルセンター（山形県東根市） <input type="radio"/> ビーラボ（b-lab）（東京都文京区）
相談・支援について		参考事例
<input type="checkbox"/> 親子の交流の場や居場所の提供とあわせて、専門スタッフによる相談機能を導入している事例がありました。		<input type="radio"/> あいぱれっと（埼玉県さいたま市）

II 交流の場におけるニーズの整理

(1) 子どもの居場所づくりに関する調査研究報告書（子ども家庭庁 令和5年3月）

子ども家庭庁は令和5年に、子供・若者の居場所についての実態把握や論点整理、子ども・若者の居場所づくりの理念・視点のとりまとめを行うことを目的に、先行調査の整理・分析、有識者等へのヒアリング及び子ども・若者からの意見聴取により子どもの居場所づくりに関する調査研究を行いました。主な調査結果と提言は以下のとおりです。

<居場所の位置づけ>

家庭、学校を含め、子ども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが「居場所」となり得ると整理。

<子ども・若者の居場所づくりにおける理念>

心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、子ども・若者の権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができることを目指す。

<子ども・若者の居場所づくりにおいて大切にしたい視点>

- 居場所づくりにおいて重要なことは、子ども・若者の主体性の尊重
- その場を居場所と感じるかどうか等は、本人が決めるこ
- こども・若者の声（視点）を軸にした「居たい・行きた
い・やってみたい」

<居場所の現状と課題、及び提言>

重要なことは、さまざまなニーズや特性を持つ子ども・若者が、各々のニーズに応じた居場所を持てることで、「全ての子ども・若者を対象とする居場所」「両者が混在している居場所」「特定のニーズを持つ子ども・若者を主な対象とする居場所」の3つに分類される。

これを踏まえた現状と課題、対応策は以下のとおりである。



居場所の現状と課題	対応策
1 居場所の安心・安全の確保	子ども・若者の声を聴き、子ども・若者の視点に立った居場所づくり
2 こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくり	居場所における支援の質向上と環境整備
3 多様な居場所を増やすこと	地域の居場所をコーディネートする人材確保、育成への支援
4 居場所と子ども・若者をつなぐこと	居場所づくりに取り組む団体を支援する「中間支援団体」への支援
5 居場所を継続すること	官民の役割分担

(2) 職員ワークショップによる目的やターゲットの整理

各支援分野の担当課職員による職員ワークショップを開催し、施設利用者にとって望ましい交流の形や交流の場に求められるサービス・機能について検討しました。

1. 実施概要

【参加者】 子育て・若者支援課、子ども家庭支援センター、障害福祉課、松が谷福祉会館、保健予防課、保健サービス課、学務課、教育支援館、人権・多様性推進課、児童保育課、放課後対策担当 延べ46人

【実施日】 第1回：令和5年2月10日(金) 10:00～12:00

　　@区役所本庁舎 1002会議室

第2回：令和5年2月17日(金) 15:00～17:00

　　@区役所本庁舎 1002会議室

2. 実施方法

【第1回】ペルソナ設定による交流シナリオの作成

- 班毎に、施設の利用者像となる「ペルソナ」を設定。
(各班にリーダーを設定し、リーダーが事前にペルソナの属性を作成)
- 各班で議論を行い、ペルソナが体験する「交流」のシナリオを複数作成し、ワークシートに記入。
- 各班の議論結果を発表。

【第2回】「交流の場」に求められる機能の検討

- 第1回で議論したペルソナが目的の「交流」を実現するために、「交流の場」に必要な機能を抽出し、とりまとめ。
- 機能の抽出手法として、連想ゲームのようにアイデアを連鎖させる「ブレーンライティング」方式を採用。
- 各班の議論結果を発表。



ワークショップの様子



ブレーンライティングシートのまとめ

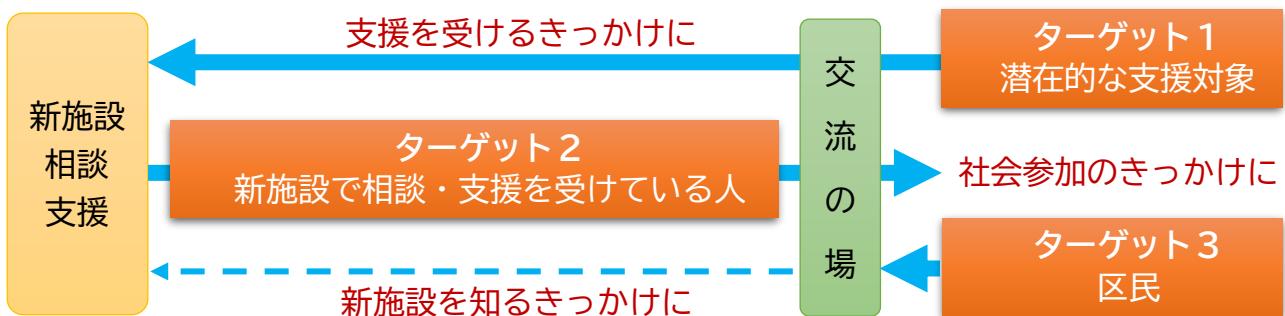
3. 結果分析

ワークショップの結果を分析し、行政上の目的やターゲット、求められる機能を以下のように示します。

① 行政上の目的

- 自ら気づいていない潜在的な支援対象者を、適切に相談・支援へつなぐ
- 新施設で相談・支援を受けている利用者が、地域に出ていく（社会参加の）ためのきっかけをつくる
- 区民の誰もが相談・支援を受けられるよう、新施設に来ることで行政（区民）サービスを知るきっかけをつくる
- 相談・支援に関する心理的障壁を下げる
- 地域に根差した施設として、区民全体に使ってもらう
- 障害や地域福祉について理解してもらう

② ターゲット



③ 求められる機能

リラックス

- 自然な形でコミュニケーションがとれる
- 自分のペースで参加できる

きっかけ（づくり）

- 一人でも参加できる（一人でも楽しめる）
- 声をかけてくれる人がいる

話す

- 好きな会話ができる
- 話さなくても（聞いてくれるだけでも）参加できる

体験する

- 遊びや運動、制作などの活動ができる

相談する

- 同じ境遇や価値観の人に話を聞いてもらえる
- 気軽にアドバイスを受けられる

(3) アンケート調査によるニーズの整理

小中学生のニーズを整理するため、施設整備予定地近隣の児童・生徒を対象にアンケート調査を行いました。

1. 調査概要

【対象】小学校：松葉・上野・大正小学校4～6年生（約500人）

中学校：駒形・柏葉中学校1～3年生（約700人）

あしたば学級

【実施期間】令和5年5月1日～16日（あしたば学級については、5月8日～12日）

【回答人数】376人（小学生224人、中学生139人、あしたば学級8人、教師5人）

2. 集計結果（概要）

質問1 どんな場所だったら、あなたが「過ごしやすい」と思うでしょうか。（複数回答可）

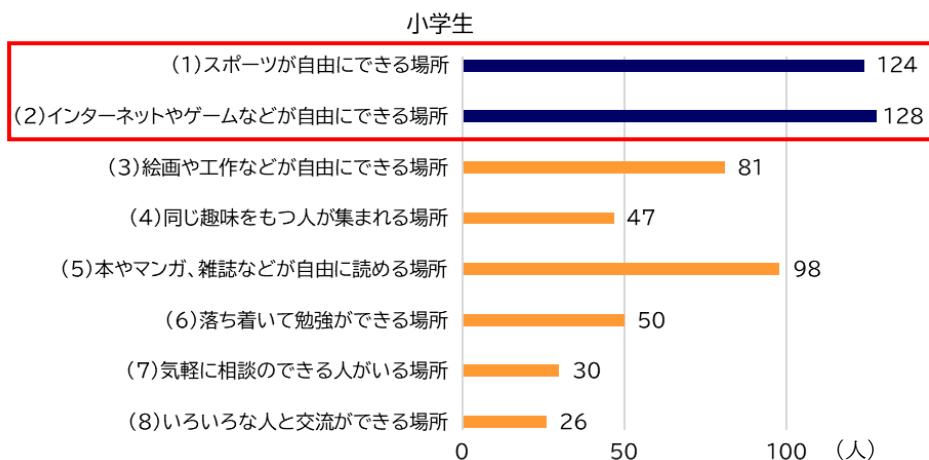
➡ 「インターネットやゲームが自由にできる場所」が最も多く、次いで「スポーツが自由にできる場所」となっています。「気軽に相談のできる人がいる場所」を選択した人が一番少なくなっています。

小中学生の求める居場所は同じ傾向にありますが、あしたば学級の生徒は、絵画や工作が自由にできる場所の方がスポーツができる場所よりニーズが高いと推測されます。

回答者の属性毎の集計結果は以下のとおりです。

➡ 小学生は、「インターネットやゲームが自由にできる場所」が最も多く、次いで「スポーツが自由にできる場所」となっており、「いろいろな人と交流ができる場所」を選択した人が最も少なくなっています。

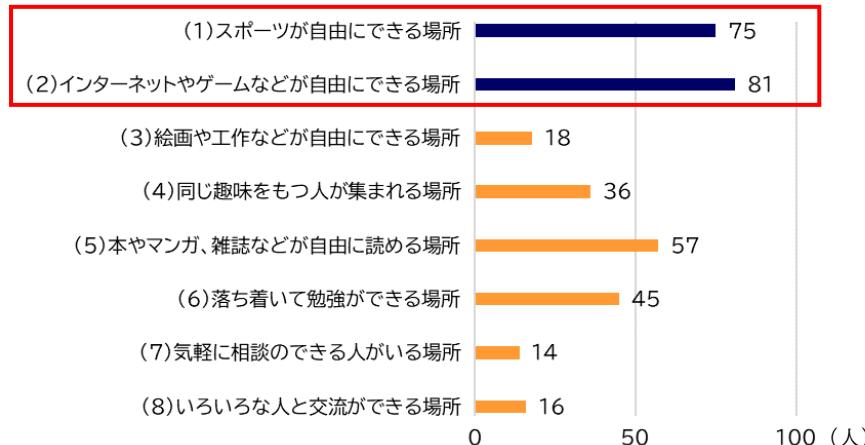
本やマンガ、勉強等一人で行うものや、スポーツやゲーム等複数で楽しむ場所へのニーズが高いと推測されますが、相談や交流に対するニーズも一定数見られます。



→ 中学生は、「インターネットやゲームが自由にできる場所」が最も多く、次いで「スポーツが自由にできる場所」となっています。「気軽に相談のできる人がいる場所」を選択した人が一番少なくなっています。

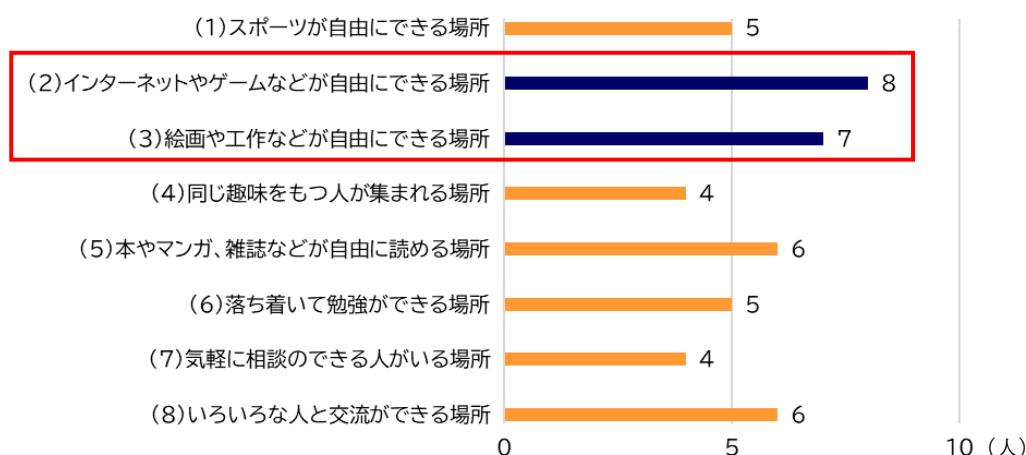
小学生と同様に、本やマンガ、勉強等一人で行うものや、スポーツやゲーム等複数で楽しむ場所へのニーズが高いと推測されますが、相談や交流に対するニーズも一定数見られます。

中学生



→ あしたば学級の生徒は、「インターネットやゲームが自由にできる場所」、「絵画や工作などが自由にできる場所」の順に選択する人が多く、「気軽に相談のできる人がいる場所」を選択した人が一番少くなっています。

あしたば学級



質問2（そのほか、「こんな場所なら行ってみたい」と思うことがあれば、自由に書いてください。）

→ 一人・複数人でも楽しむことができる場所を求める意見が多く、多様な利用方法が推測されます。

- (一部抜粋)
- ・スポーツ、相談、読書などができる施設
 - ・一人で遊んでも楽しいところ
 - ・自分で楽器を好きなように練習出来るところ
 - ・友達と食事したり、遊んだりできる場所
 - ・学校から帰った後に、気軽に友達と行ける場所

